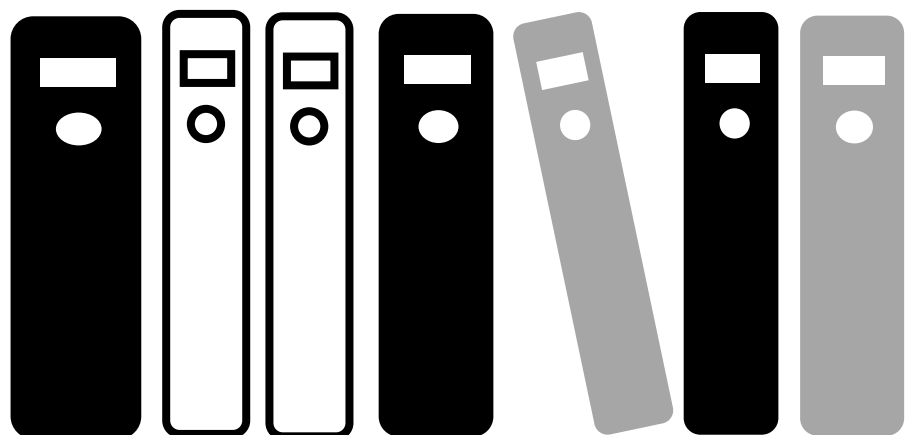
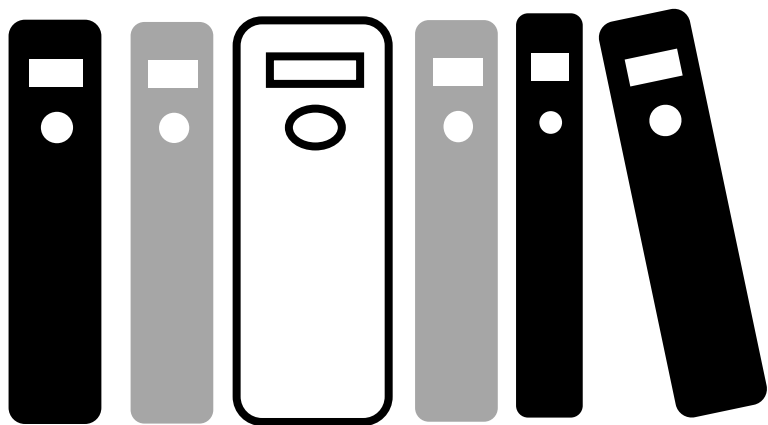




HACHIOJI LIBRARY 2023

八王子市の図書館
2023

八王子市の図書館 2023・目次



HACHIOJI LIBRARY 2023

本冊子は、図書館の概要や各事業、統計についてまとめたものです。図書館の概要は今年度4月1日時点をもとに作成し、各事業や統計は前年度実績をもとに作成しています。

I 概要

1	図書館の歩み	2
2	機構・組織（令和5年4月1日現在）	4
3	人員体制（令和5年4月1日現在）	4
4	施設概要	5
5	予算（令和5年度）	14
6	利用案内	15

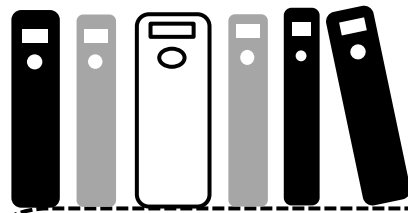
II 事業実施状況

1	実施状況 基本方針① すべての世代への切れ目ない読書活動支援	20
2	実施状況 基本方針② つながりによるサービスの展開	26
3	実施状況 基本方針③ だれもが快適に読書に親しめる環境の整備	30

III 統計

1	蔵書資料	36
2	年間受入・除籍数	37
3	登録者数	38
4	貸出数	39
5	予約・リクエスト受付件数	40
6	レファレンス受付件数	40
7	障害者資料の貸出	40
8	相互貸借件数	41
9	開館日数・入館者数	42
10	統計推移	43
11	（参考）図書館指標の推移	45
12	（参考）他市図書館との比較	46

IV 関連法規等



I 概要

I 概要

- 1 図書館の歩み
- 2 機構・組織(令和5年4月1日現在)
- 3 人員体制(令和5年4月1日現在)
- 4 施設概要
- 5 予算(令和5年度)
- 6 利用案内

I 概要



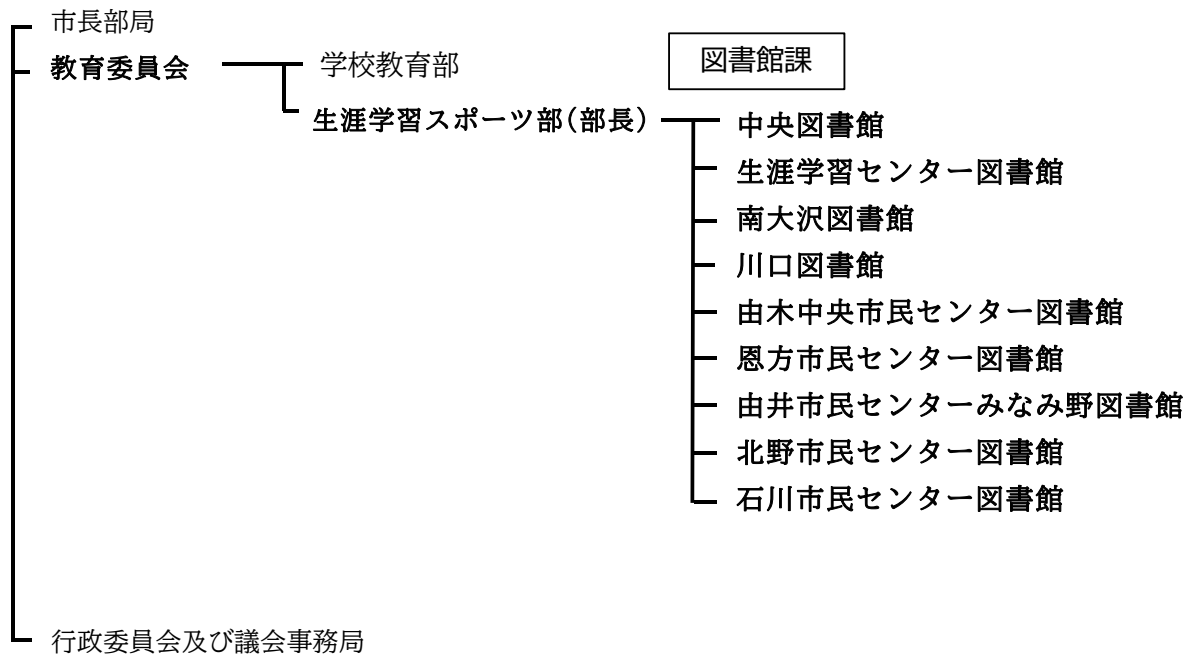
1 図書館の歩み

元号	年月日・年度	事業実施内容	計画
明治	44年9月	日韓併合記念として、八王子町立図書館開館（天神町）	
大正	6年9月1日	市政施行に伴い、八王子市立図書館に名称変更	
	12年9月	関東大震災により、図書館建物を警備憲兵隊に提供し、仮閲覧所を第四尋常小学校に開設	
	13年3月	旧館（天神町）に戻る	
	14年6月	新館落成（13年12月より建設開始）	
昭和	20年8月2日	八王子大空襲により図書館消失	
	20年9月	第八国民学校で図書館活動再開	
	21年10月	第六小学校に移転	
	22年12月	第七小学校に移転	
	29年4月	上野町金剛院境内に新館落成	
	30年1月	図書館を東京都に移管し、東京都立八王子図書館に名称変更	
	48年11月5日	移動図書館車「青い鳥号」による巡回サービスを市内17か所で開始	
	48年12月	都立八王子図書館が上野町から東町に移転	
	51年7月	「青い鳥2号」増車	
	53年9月	「青い鳥3号」増車し、市内87か所を巡回 都立八王子図書館の移動図書館車「むらさき号」廃止	
	59年8月31日	八王子市中央図書館竣工	
	60年1月27日	八王子市中央図書館開館	
	62年3月31日	都立八王子図書館閉館	
	63年8月	夜間開館開始（水・木曜日の午後7時）	
平成	7年4月	「青い鳥号」の巡回箇所を67か所に減らす	
	8年10月1日	八王子市中央図書館条例を八王子市図書館条例に改称。 八王子市南大沢図書館開館	
	8年10月	夜間開館延長（水・木曜日の午後8時） 移動図書館車「青い鳥2号」廃車	
	9年4月1日	八王子市川口図書館開館	
	11年10月1日	八王子市生涯学習センター図書館開館	
	11年10月	「青い鳥号」の巡回地55か所となる。	
	13年4月1日	祝日開館実施（月曜日を除く）	
	14年	中央図書館に学校貸出用図書（調べ学習用図書）を配置	
	14年4月3日	相模原市との相互利用開始	
	15年1月17日	図書館コンピュータ新システム稼働 ホームページで蔵書検索サービス開始 リクエスト連絡をメールで開始	
	15年1月	保健センターにて3歳児健診読み聞かせ開始	
	15年3月	「八王子市子ども読書活動推進計画」を策定	
	15年4月1日	市民センター地区図書室とネットワーク開始 （地区図書室での図書館資料受取り開始と地区図書室へのメール便週1回、蔵書検索用パソコン配置、新刊希望図書の充実、地区図書部員スキルアップ研修） 障害者等への宅配サービス開始	
	15年6月1日	障害者宅配サービス開始	
	15年7月1日	中央図書館、生涯学習センター図書館で通年開館開始 中央図書館の自習室開放開始	
	15年9月	「青い鳥号」廃止	
	15年11月	相模湖町・藤野町との広域利用開始	
	16年1月30日	ホームページで図書館予約サービス開始	
	16年2月	八王子千人塾開始	
	16年3月	「読書のまち八王子推進構想」を策定し、「生涯読書活動推進計画」を策定し、前年度に策定した「子ども読書活動推進計画」と合わせ、「（第一次）読書のまち八王子推進計画」とする。	
	16年6月	生涯学習センター図書館に、ビジネス情報コーナー設置	
	16年7月	夏休み中学生ボランティア受け入れ開始	
	17年	「おなかの赤ちゃんと絵本を楽しんで」ビデオとDVD作成 教員パワーアップ研修との連携開始	
	17年6月	地域子ども家庭支援センターみなみ野に絵本図書館を開設	
	17年7月	第一回読書感想画コンクール実施	
	17年10月	秋の読書週間にちなみ、「としょかん祭り」を開催	
	18年	中央図書館に、学校貸出用図書（学級文庫）を配置	
	18年7月1日	北野市民センター地区図書室を中央図書館北野分室として開室	
	18年7月	夏休み期間、午前9時30分開館開始（～8月31日）	
	18年10月27日	「はちおうじ読書の日」（10月27日）、「読書のすすめ」制定	

I 概要

元号	年月日・年度	事業実施内容	計画
平成	18年10月	読書のまち八王子ロゴマーク「るりちゃん」、キャッチコピー「いつでも、どこでも、本はともだち」決定	第1次計画
	19年2月1日	南大沢図書館・川口図書館 通年開館実施	
	19年2月7日	京王線沿線7市図書館連携協議会開催 (八王子市・府中市・調布市・町田市・日野市・多摩市・稲城市)	
	19年2月25日	中央図書館に貸出手続確認装置(BDS)を設置	
	19年4月1日	地区図書室への交換便週2回運行を開始	
	19年4月10日	団塊世代への情報発信コーナー開設(～20年3月31日)	
	19年7月1日	貸出制限制度・更新制度(5年更新)を開始	
	19年8月7日	図書館協議会を生涯学習審議会に統合し、第1回会議を開催	
	19年10月28日	町田市との図書館相互利用開始	
	20年4月1日	京王線沿線7市図書館連携開始(八王子市・府中市・調布市・町田市・日野市・多摩市・稲城市) 第一次読書のまち八王子推進計画(16～20年)を1年延長する。 ブックスタート事業開始	
	20年6月1日	図書館ホームページ改定、サーバー増強 法律情報サービス開始	第2次計画
	20年8月1日	あきる野市と図書館相互利用開始	
	22年3月	都からの多摩地域資料の受け入れ 出張図書館(老人ホーム)試行開始	
	22年4月	学校図書館サポート事業開始(重点校への支援)	
	22年9月	「絵本図書館みなみちゃん」、由井市民センターみなみ野分館地区図書室開設に伴い、地域子ども家庭支援センターへ移管	
	22年11月	由井市民センターみなみ野分館地区図書室開室	
	22年11月3日	2010年国民読書年記念講演「八王子読書フォーラム」実施	
	22年12月	八王子市小学校PTA連合会主催「第一回読書のまち八王子推進コンクール」開催	
	22年12月1日	図書館から小中学校への調べ学習用図書等の学校図書館支援サービス(配送便)開始	
	23年4月	図書館システム更新 (検索システム・ホームページ・リクエストシステム等改修 ホームページに音声読み上げ機能を設置、外国語(中国語、韓国語、英語)の利用案内掲載、こどものページを設置) 八王子駅前事務所に図書館資料の返却ポストを設置	
	24年4月	学校図書館支援サービス(配送便開始)専属の嘱託員を1名中央図書館に配属 図書館ホームページに市民が利用できる大学図書館データをリンク 視覚障害者向けの音訳資料の新規作成をテープからデジタイズへ移行 北野分室に図書館資料の返却ポストを設置	
	24年9月	学校図書館サポーター(読書推進担当)を小中学校へ週1回派遣開始	
	24年11月	学校図書館専用ページ(学校職員用)を図書館ホームページに開設 第一回読書感想文コンクールを東京西ロータリークラブと共催で開催し、中学生の入賞者を海外友好交流都市である台湾高雄市へ派遣(H25年3月)	
	25年3月	字幕・手話入り図書館利用案内DVDを作成し閲覧開始	
	25年4月	図書館こどもまつりを全館で開催(前年までは中央館だけで開催)	
	26年6月	国会図書館デジタル化資料の閲覧複写サービス開始(中央図書館・生涯学習センター図書館)	
	27年10月	中央図書館みなみ野分室開室	
	30年4月	図書館システム更新 電子書籍利用開始 図書館利用カードとマイナンバーカードの連携開始	第3次計画
	30年6月	中央図書館北野分室を北野市民センター図書館に、中央図書館みなみ野分室を由井市民センターみなみ野図書館に、改名	
	30年10月	恩方市民センター図書館開館	
	31年3月	八王子駅南口集いの拠点整備基本計画の策定	
	31年4月	学校図書館システムの導入	
令和	元年7月1日	石川市民センター図書館の開館	第4次計画
	元年7月16日	郵便局との包括連携事業の開始	
	元年12月1日	由木中央市民センター図書館の開館	
	2年4月1日	ブックポストの増設(高尾・めじろ台・八王子駅北口・医療センター)	
	2年3・4・5月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため緊急事態宣言が発令され、休館 (3月28・29日、4月4・5日、4月8日～5月31日)	
	2年6月1日	オーディオブック配信サービス開始	
	2年7月1日	図書除菌機設置(中央・生涯館各2台、南大沢・川口館各1台)	
	2年10月24日	パークライブラリーin南大沢開催	
	3年4月1日	ナクソス・ミュージック・ライブラリー導入	
	3年8月	第一回本のPOPコンテスト開催	
	4年1月	オンラインレファレンス開始	
	4年3月	図書除菌機設置(由木中央・恩方・みなみ野・北野・石川 市民センター図書館各1台)	第4次計画
	4年4月1日	図書館課一課体制開始	
	4年4月1日	電子雑誌閲覧サービス開始	
	4年9月1日	オンラインリクエスト開始	
	5年2月1日	スマホで利用者カードを表示	

2 機構・組織(令和5年4月1日現在)



3 人員体制(令和5年4月1日現在) ※ただし配分人数で表記

	中央	生涯	南大沢	川口	由木 中央	恩方	みなみ 野	北野	石川	合計
正規職員	22(6)	8(1)	4(0)	4(1)						38(8)
専門職	39(34)	22(22)	13 (12)	4(4)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	88(82)
計	61(40)	30(23)	17(12)	8(5)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	126(90)

※ 中央図書館に管理職(3名)を含む

※ 「専門職」は会計年度任用職員(専門職)を指す

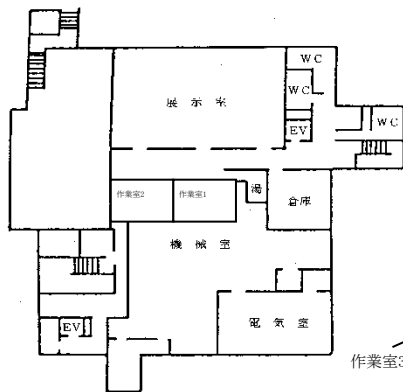
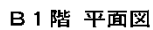
※ ()は司書資格保有者内書

〒193-0835 八王子市千人町三丁目3番6号 ☎664-4321

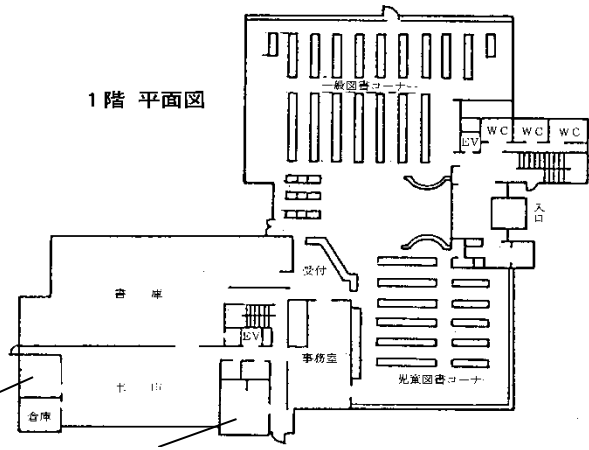
地下1階	展 示 室	193.0m ²
	倉 庫	45.2m ²
	機 械 室	228.1m ²
	電 氣 室	79.6m ²
	作 業 室 1	17.1m ²
	作 業 室 2	16.1m ²

	倉庫	15.4㎡	車庫	158.7㎡
2 階	レファレンスコーナー	296.9㎡	新聞・雑誌コーナー	225.8㎡
	閲覧室	33.1㎡	書庫	331.5㎡
3 階	視聴覚・視聴障害者コーナー	109.8㎡		
	視聴覚ホール	107.1㎡	おはなしの部屋	34.1㎡
	資料室	40.9㎡	書庫	331.5㎡
	事務室	156.7㎡		

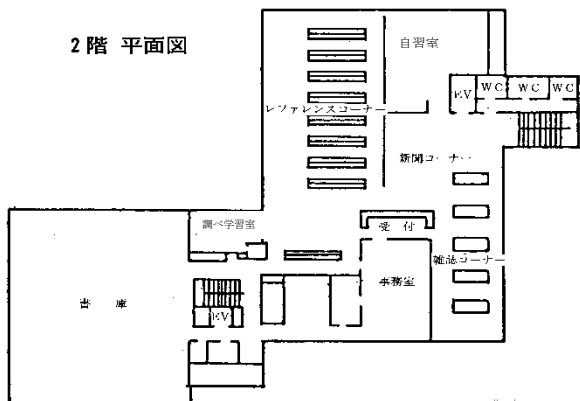
2 階	レファレンスコーナー	296.9㎡	新聞・雑誌コーナー	225.8㎡	調べ学習室	85.1㎡
	閲覧室	33.1㎡	書庫	331.5㎡	事務室	74.4㎡
3 階	視聴覚・視聴障害者コーナー	109.8㎡			第一・二会議室	80.8㎡
	視聴覚ホール	107.1㎡	おはなしの部屋	34.1㎡	朗読室1・2	10.7㎡
	資料室	40.9㎡	書庫	331.5㎡	特別会議室	35.3㎡
	事務室	156.7㎡				



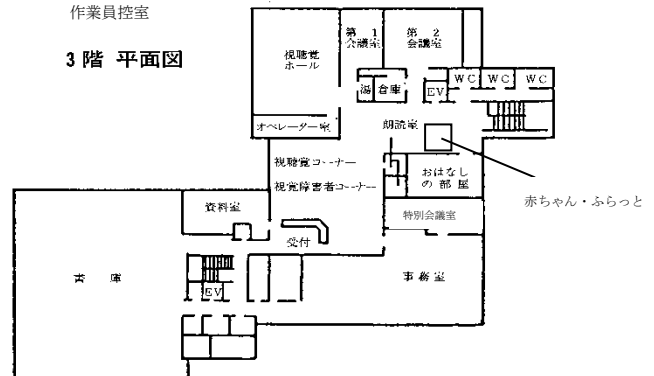
1 階 平面図



2 階 平面図



3 階 平面図



I 概要

生涯学習センター図書館（平成11年10月開設）

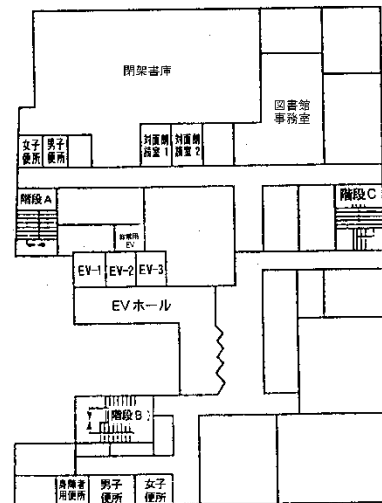
〒192-0082 八王子市東町5番6号 クリエイトホール内 ☎648-2233

SRC造 クリエイトホール内2・3・4F 2,038.98㎡

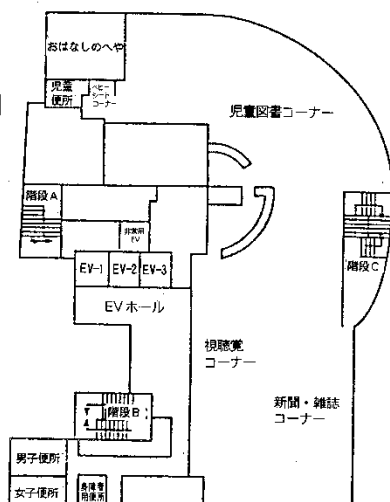
1F	ブックポスト	3.73㎡
2F	おはなしの部屋	33.49㎡
	児童図書／新聞・雑誌／	
	視聴覚資料コーナー	630.95㎡
	事務・作業室	50.43㎡
	倉庫	24.87㎡
	児童便所	6.82㎡
	その他	35.01㎡
3F	一般図書コーナー	490.63㎡
	レファレンスコーナー	253.37㎡
	事務・作業室	77.11㎡
	倉庫	8.47㎡
	その他	35.01㎡
4F	閉架書庫	199.91㎡
	対面朗読室1・2	19.93㎡
	事務・作業室	131.15㎡
	コンピュータールーム	9.87㎡
	その他	28.22㎡



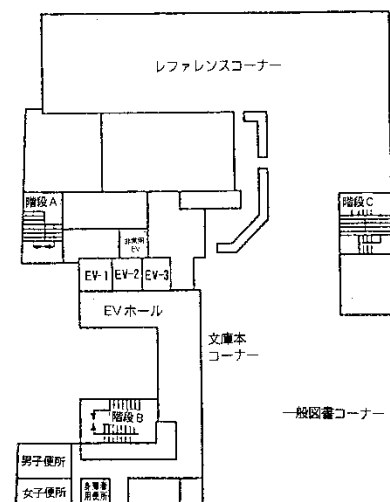
4 階平面図



2 階平面図



3 階平面図

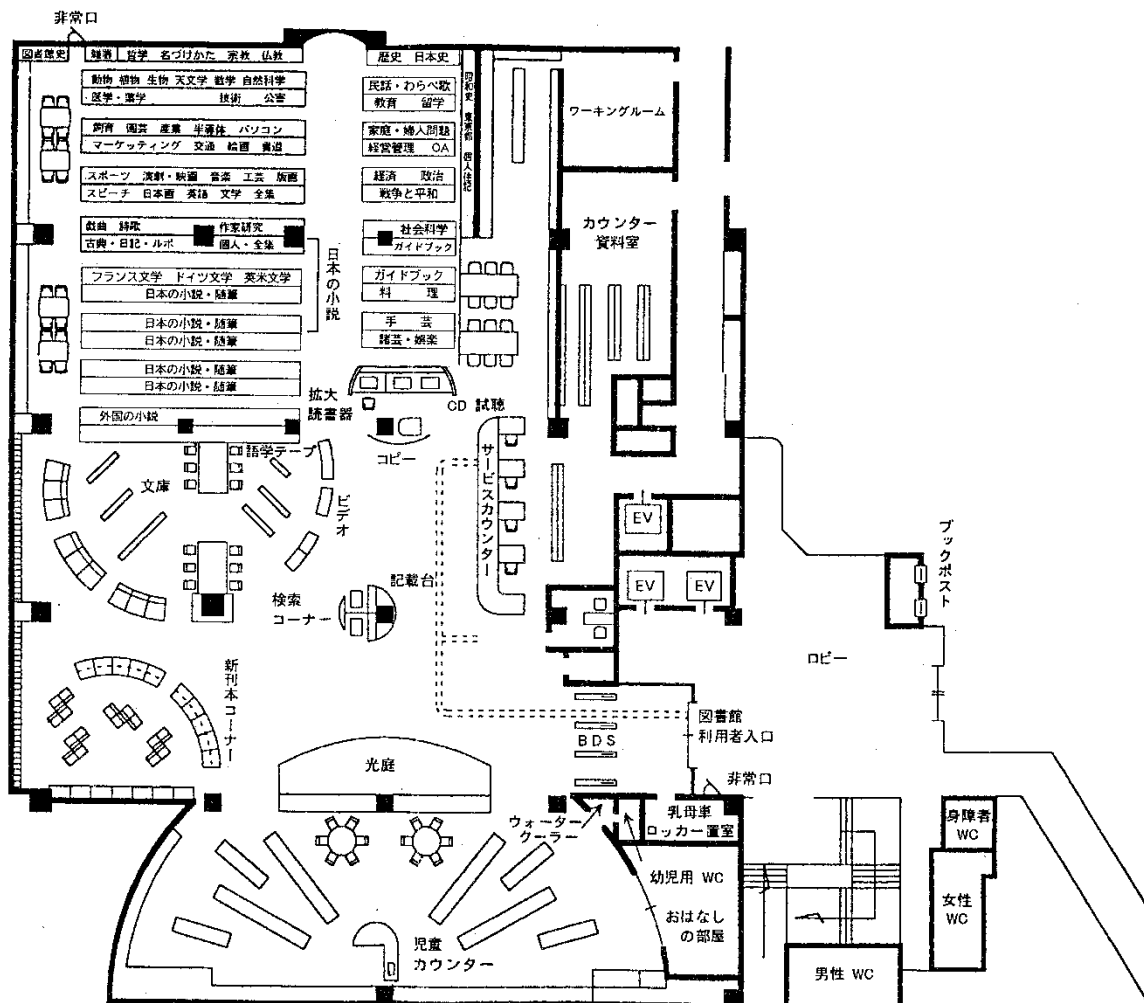


I 概要

南大沢図書館 (平成8年10月開設)

〒192-0364 八王子市南大沢二丁目27番地 フレスコ南大沢内 ☎679-2201

SRC造 BF1	1,675㎡
一般図書コーナー	489.0㎡
レファレンスコーナー	110.0㎡
ヤングアダルトコーナー	
A V コーナー	77.0㎡
新聞・雑誌コーナー	102.0㎡
児童図書コーナー	178.0㎡
おはなしの部屋	41.0㎡
対面朗読室	6.9㎡
事務室	125.7㎡
職員休憩室	28.1㎡
ワーキングルーム	33.3㎡
カウンター資料庫	33.6㎡
書庫	224.8㎡



I 概要

川口図書館（平成9年4月開設）

〒193-0801 八王子市川口町3838番地 川口やまゆり館内 ☎654-8448

RC造（一部S造）2階建1階部分 919.39m²

一般図書・児童図書コーナー

642.20m²

おはなしの部屋 19.00m²

対面朗読室 6.00m²

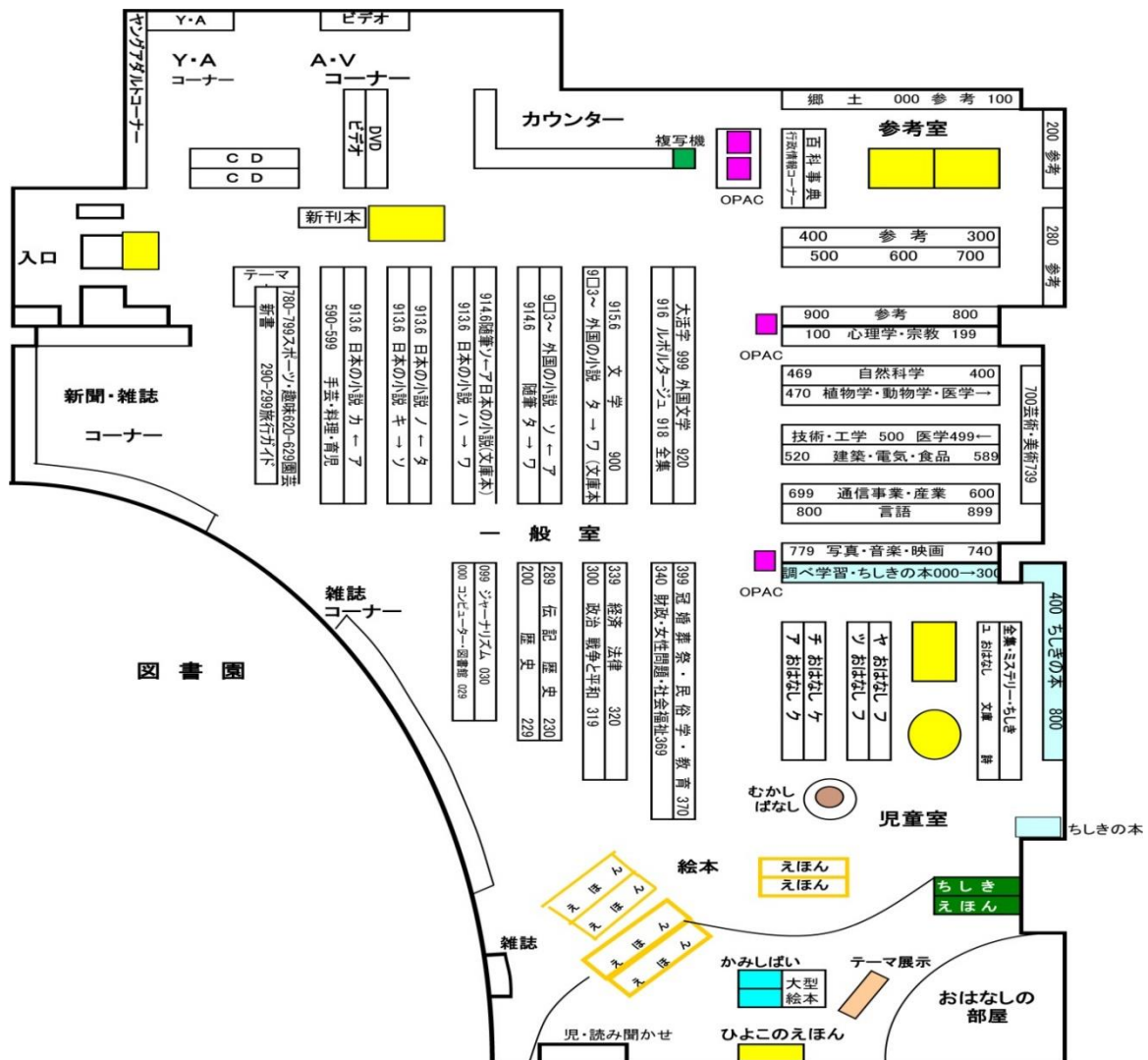
閉架書庫 85.18m²

児 童 便 所 4.62m²

事務室 105.15m²

倉	庫	13.86m ²
---	---	---------------------

休憩室 28.32m²

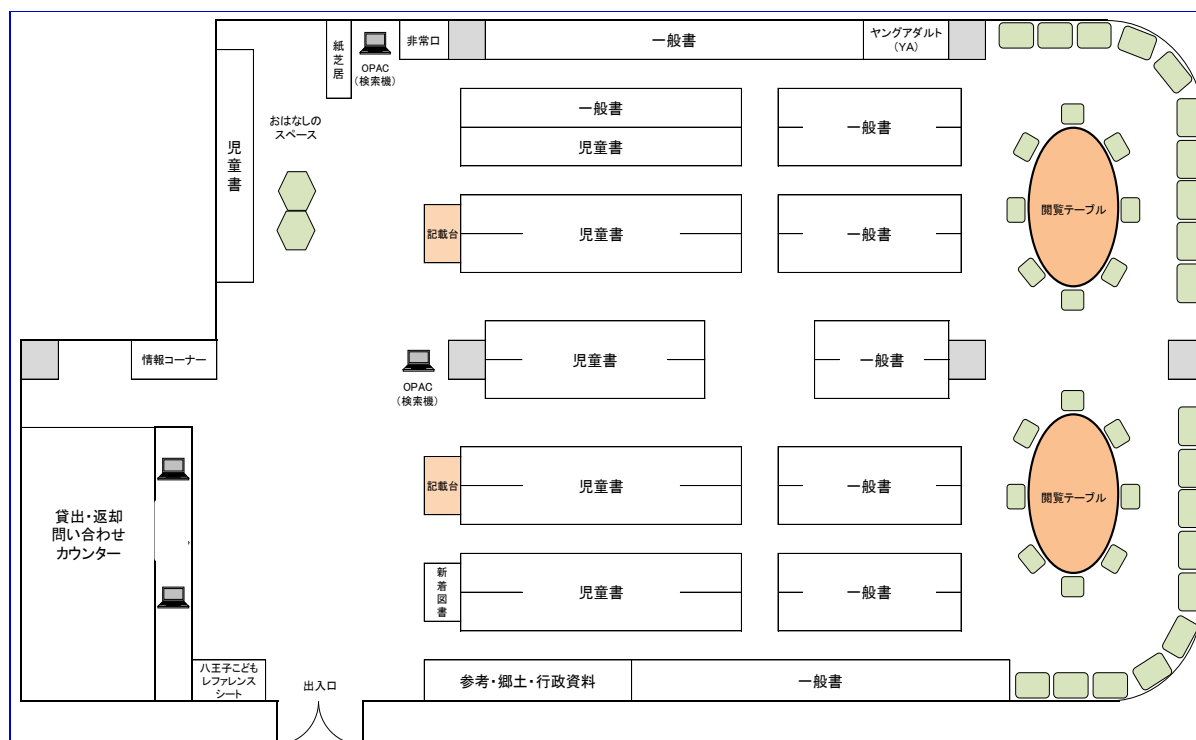
更衣室 15.06m²

I 概要

由木中央市民センター図書館（令和元年12月開設）

〒192-0372 八王子市下柚木二丁目10番地6 ☎676-1880

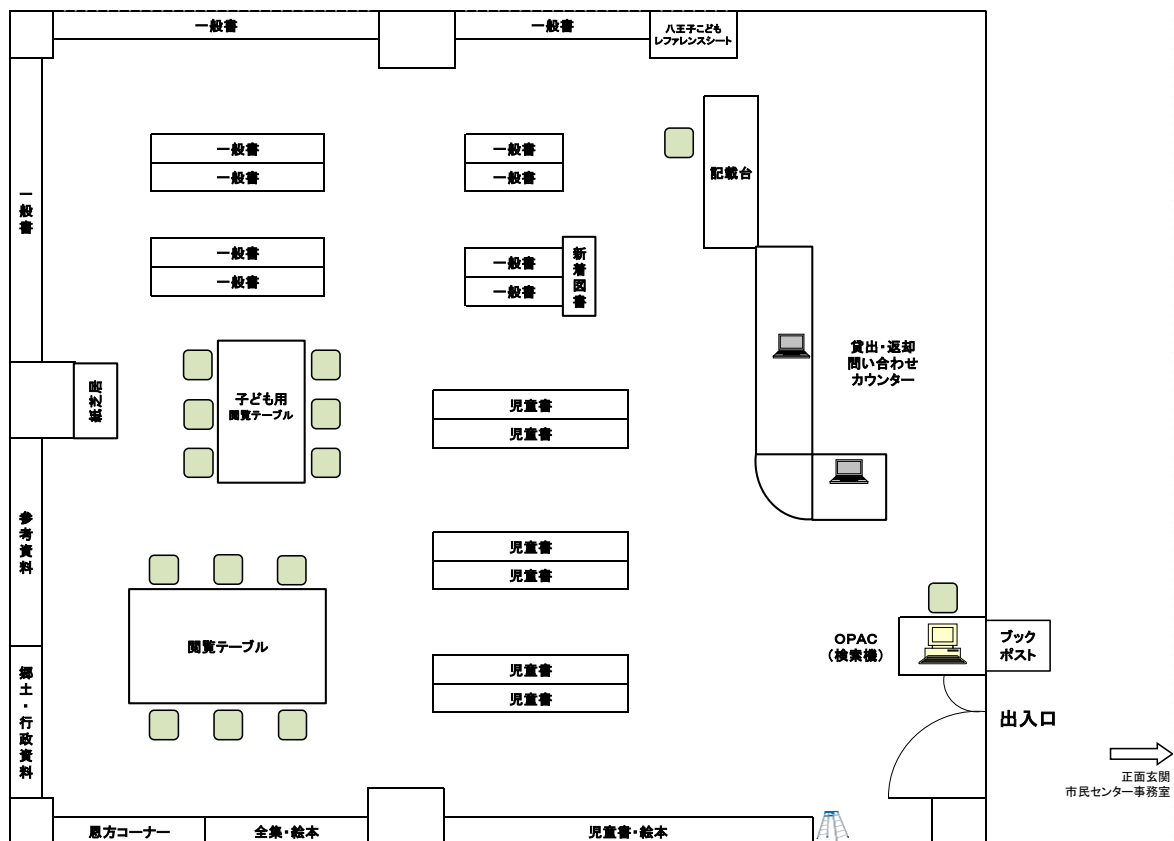
RC造 2階建2階部分 174㎡



I 概要

恩方市民センター図書館（平成30年10月開設）
〒192-0153 八王子市西寺方町260番地4 ☎651-6211

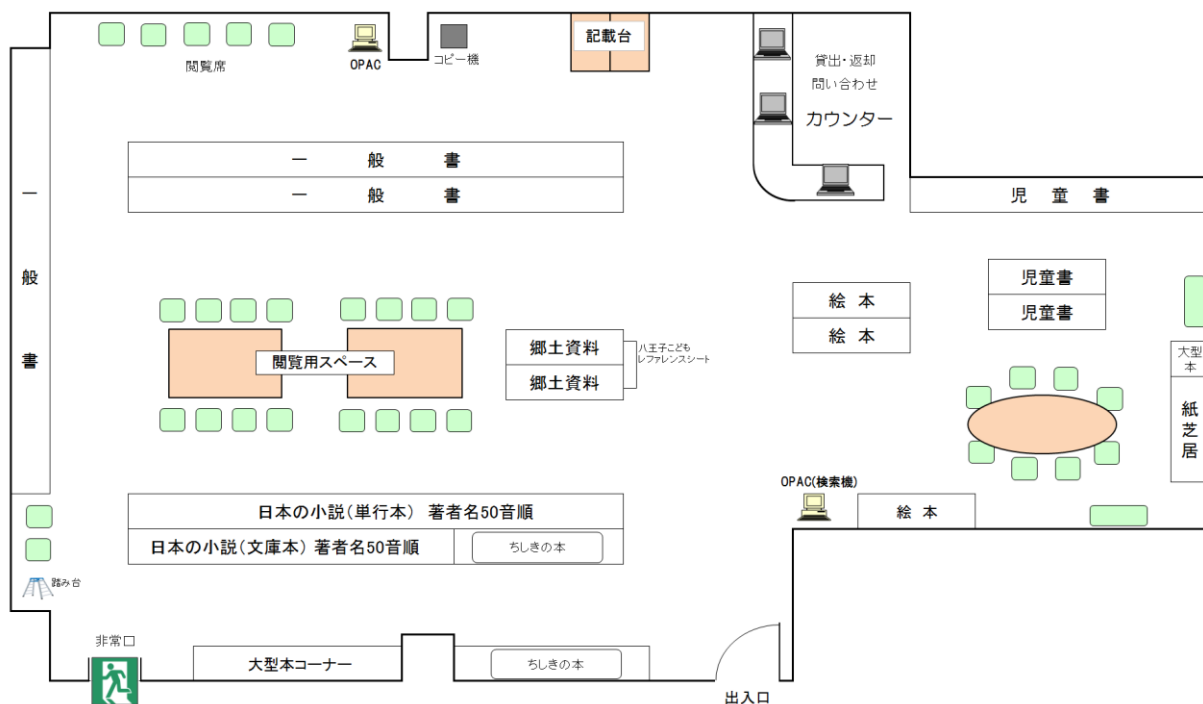
RC造（一部S造）2階建1階部分 119㎡



I 概要

由井市民センターみなみ野図書館（平成27年10月開設、平成30年6月名称変更）
〒192-0916 八王子市みなみ野一丁目7番1号片柳学園 第3学生会館2階 ☎637-3150

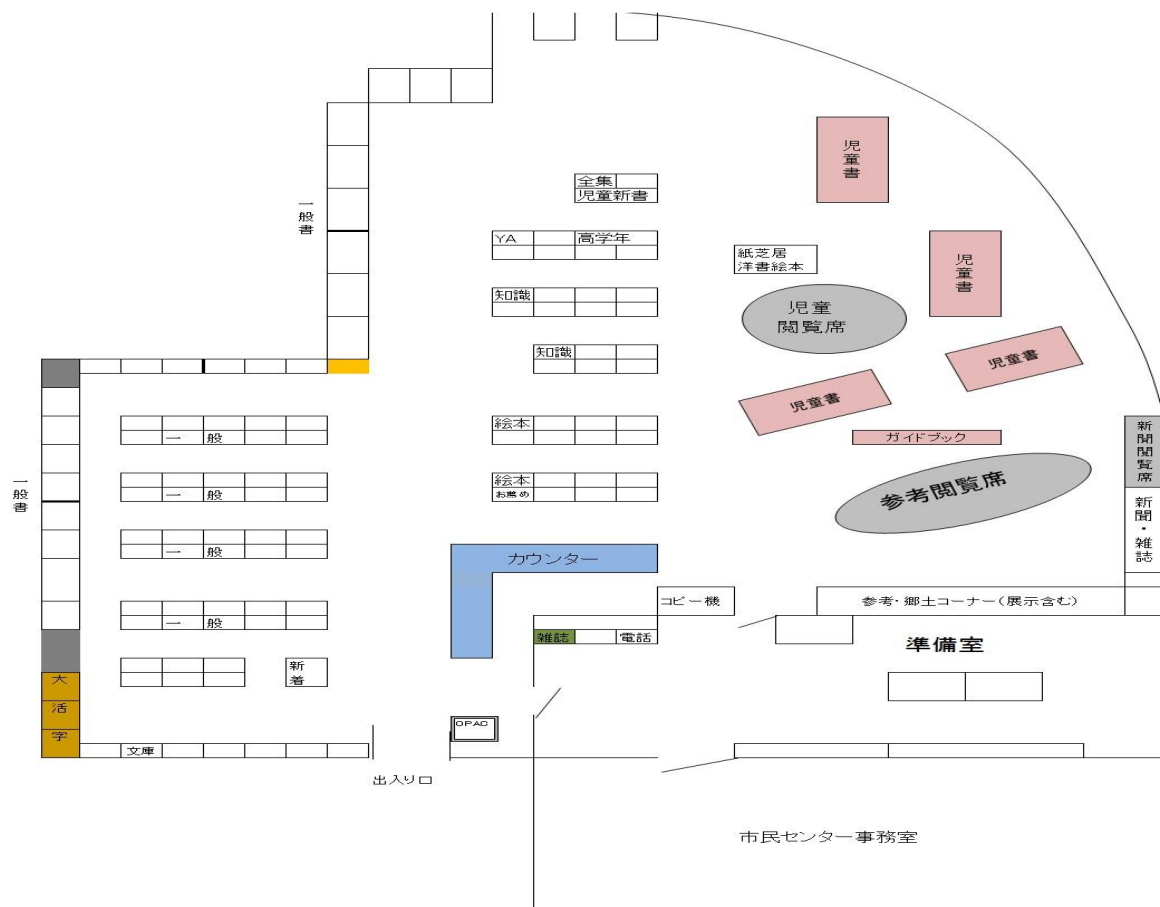
RC造 11階建2階部分 195㎡



I 概要

北野市民センター図書館（平成18年7月開設、平成30年6月名称変更）
 〒192-0906 八王子市北野町545番地3 きたのタウンビル7階 ☎642-1350

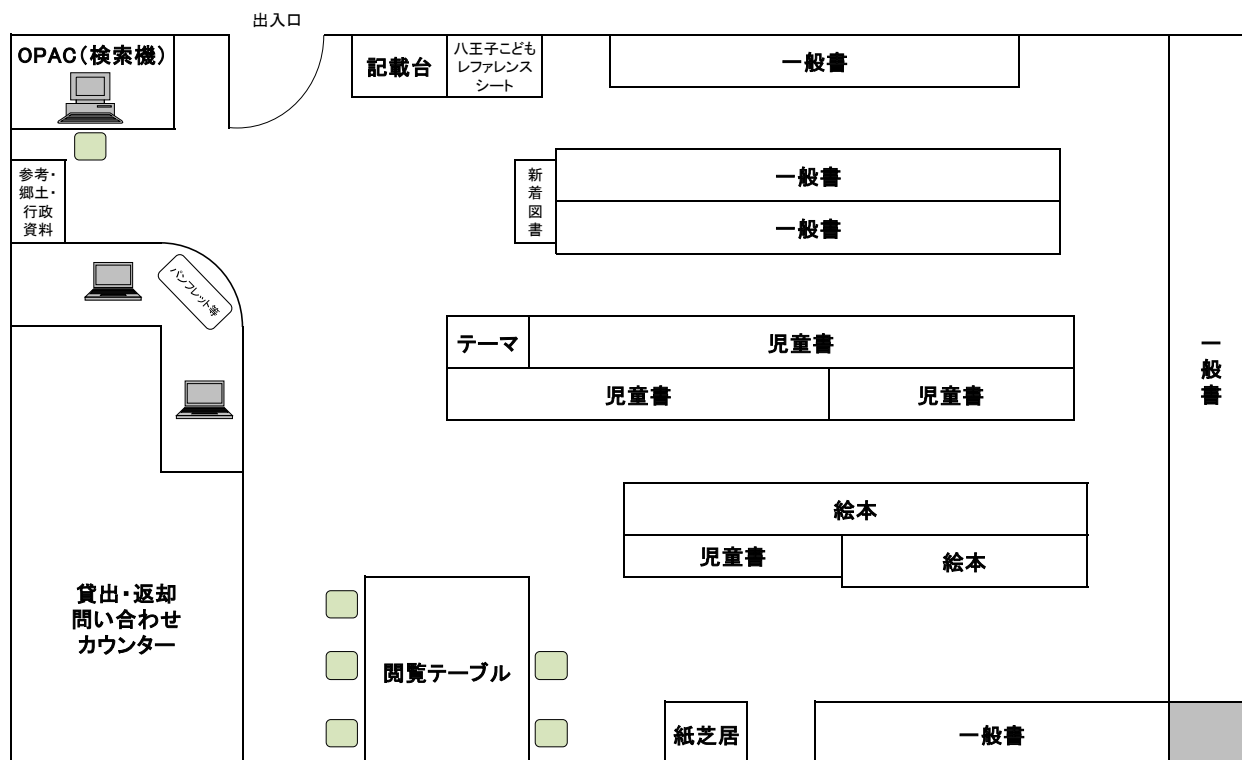
RC造 9階建7階部分 301㎡



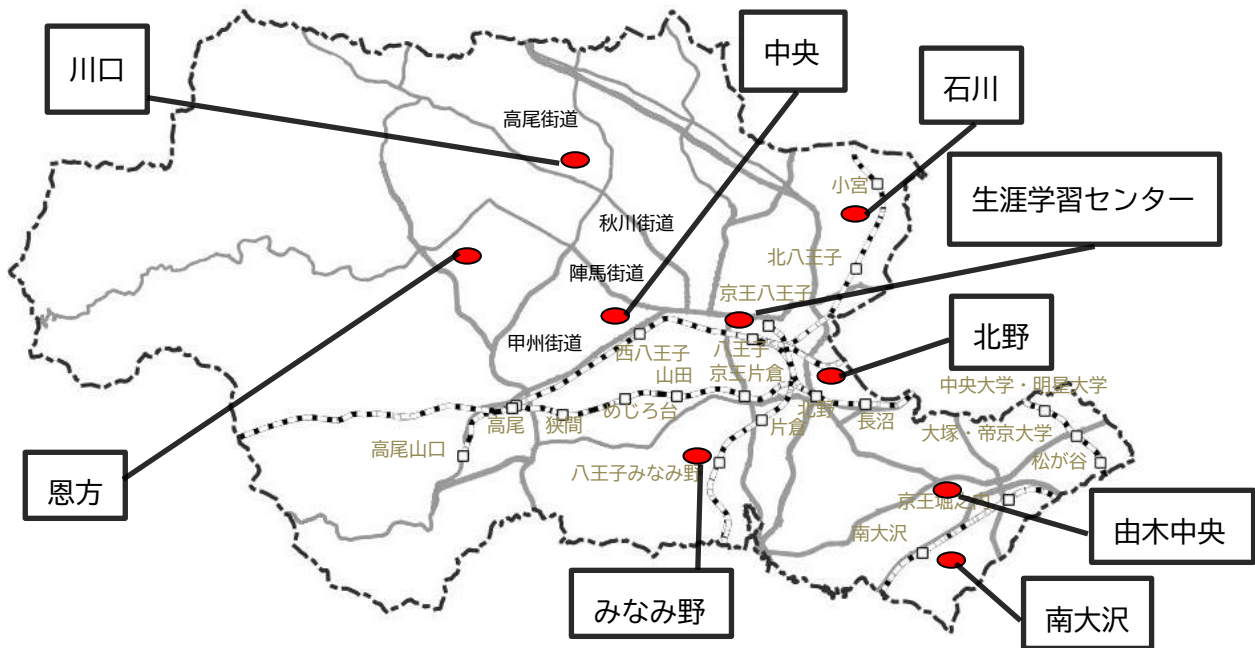
I 概要

石川市民センター図書館（令和元年7月開設）
〒192-0032 八王子市石川町438番地 ☎656-0666

RC造（一部S造）2階建1階部分 71㎡



施設配置図



5 予算(令和5年度)

一般会計規模		217,300,000千円
└─ うち教育費		22,874,522千円
└─ うち生涯学習費		2,722,698千円
└─ うち図書館費		1,020,694千円
└─ うち資料購入費		70,119千円

6 利用案内

カードを作る(利用者登録)

- ・利用者登録をすると、貸出・予約などのサービスを受けられます。
(ホームページや館内OPACで資料の予約をするためのパスワードを発行します。)

カードを作れる方(必ずご本人がお越しください)

- ・八王子市在住・在勤・在学の方
- ・府中市・調布市・町田市・日野市・多摩市・稲城市・あきる野市・相模原市に在住の方

必要な書類

- ・中学生以上の方は、住所・氏名・生年月日が確認できる書類
(免許証・保険証・学生証など)をお持ちください。
- ・在勤・在学の方はその確認ができる書類も必要です。

- ・カードの有効期間は5年間です。5年ごとに更新手続きが必要です。
- ・住所など登録事項に変更があったときは、すみやかにお知らせください。
- ・マイナンバーカードを利用者カードとして使用することもできます。別途、手続きが必要です。

借りる

資料の種類	貸出点数	貸出期間	予約上限
本・雑誌	10点まで	2週間	30点 (取り置き期間 2週間)
視聴覚資料	3点まで	2週間	10点 (取り置き期間 2週間)

- ・お持ちの端末からインターネット上で利用できるデジタルコンテンツもあります。

サービス名称	内 容		
電子書籍 (市内在住・在勤・在学の方のみ)	貸出点数 2点まで	貸出期間 2週間	予約上限 2点 (取り置き期間 3日間)
オーディオブック	図書館のホームページ上で声優やナレーターが朗読する音声コンテンツです。		
ナクソス・ミュージック・ライブラリー (市内在住・在勤・在学の方のみ)	クラシック音楽を中心としたインターネット音楽配信サービスです。		

延長する

- ・ 1 回に限り、お申し出いただいた日から 2 週間の延長ができます。
利用者カードを持ってご来館いただくか、電話でお知らせください。
(返却期限日が過ぎている資料、予約が入っている資料は除きます。)
- ・ 館内OPAC・図書館ホームページからも延長できます。
- ・ 都立図書館等、市外の図書館から取り寄せた資料については、ご相談ください。

返す

- ・ 図書館の窓口・ブックポスト・返却ボックスで返せます。

資料の種類	窓口	ブックポスト	返却ボックス
本	○	○	○
雑誌	○	○	×
視聴覚資料	○	×	×
市外の図書館から取り寄せた資料	○	×	×

- ・ 市内の図書館に設置のブックポストは閉館時にご利用ください。
- ・ 返却ボックスの設置場所

◆施設営業時間中のみ利用可能

長房ふれあい館、市役所本庁舎1階ロビー、八王子駅南口総合事務所(サザンスカイタワー4階)、
八王子駅北口地下通路、八王子医療センター入口、市内の郵便局内

◆24時間利用可能

高尾名店街入口、めじろ台駅前郵便局、南多摩病院

- ・ 返却期限日から 1 か月を過ぎても資料の返却がない場合は、新たな貸出や予約ができません。延滞のないようご利用ください。
- ・ 紛失・汚損・破損してしまった場合は、弁償していただく場合がございます。

蔵書検索

- ・ 八王子市図書館が所蔵している資料を図書館ホームページや館内OPACで検索できます。

資料の予約・リクエスト

- ・市内の図書館にある資料を予約することができます。
窓口、図書館ホームページ、館内OPAC、電話で受け付けています。
- ・八王子市図書館に所蔵がない本や雑誌のリクエストは、八王子市に在住・在勤・在学の方のみご利用いただけます。窓口、電話で受け付けています。
- ・予約した資料が用意できたとき、ご希望の方にはEメールでお知らせしています。
メールアドレスは、図書館ホームページや館内OPACからご登録いただけます。

他市の図書館を利用できます(広域利用)

- ・八王子市民の方は、府中市・調布市・町田市・日野市・多摩市・稲城市・あきる野市・相模原市の図書館を利用することができます。（各市の図書館で利用者登録が必要です）

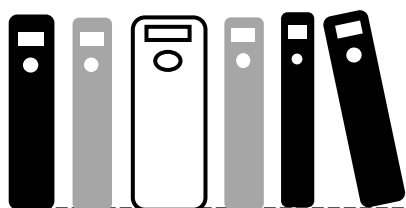
地区図書室でも図書館資料の予約などができます

- ・市民センター等の地区図書室でも、雑誌・視聴覚資料を除く図書館資料の返却・予約などができます。
- ・地区図書室の開室時間やご利用方法は、窓口で配布している「地区図書室等のご案内」をご覧ください。

いろいろな図書館サービス

- ・調べものに適した参考図書コーナーや、郷土資料コーナーがありますのでご活用ください。
- ・知りたいことがあるときや、調べ方がわからないときは図書館員がお手伝いします。お気軽にお声がけください。（レファレンスサービス）
- ・図書館の所蔵資料に限り、著作権の範囲内でコピーすることができます。（有料）
- ・毎月子ども向けのおはなし会を開いています。
- ・目の不自由な方へボランティアが対面朗読を行います。
- ・点字図書・録音図書（DAISY）を貸し出ししています。
- ・来館が困難な障害のある方や寝たきりの方へ、図書の宅配を行っています。
- ・耳の不自由な方向けに、手話・字幕付き利用案内DVD等や、筆談器を用意しています。

I 概要



Ⅱ 事業実施状況

Ⅱ 事業実施状況

- 1 実施状況 基本方針① すべての世代への切れ目ない読書活動支援
- 2 実施状況 基本方針② つながりによるサービスの展開
- 3 実施状況 基本方針③ だれもが快適に読書に親しめる環境の整備

Ⅱ 事業実施状況



1 実施状況 基本方針① すべての世代への切れ目ない読書活動支援



第4次読書のまち八王子推進計画では3つの基本方針のもと施策を展開していきます。基本方針①として「すべての世代への切れ目ない読書活動支援」を掲げています。乳幼児から高齢者まですべての世代が、生涯にわたって読書を楽しみ、読書を通して学び、心豊かな人生を送れるよう、発達段階や多様な生活スタイルに応じた、自主的な読書活動を支援するとともに、グループでの読書活動や多世代の交流を促す読書活動を支援していきます。

施策の方向性(対象年代)を乳幼児、小・中学生、高校生、大学生等、社会人、高齢者と区分けし、各世代に向けた施策を展開しています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大の波が繰り返される中でも開館を続け、各種イベント・事業を順次再開しました。こうした中、令和5年5月8日以降は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、図書館では、アフターコロナを見据えて事業を展開していきます。

乳幼児

◆ブックスタート事業

- 各保健福祉センターの「産婦・3か月から4か月児健康診査」会場で読み聞かせを行い、乳児向け図書・行政資料等のブックスタート・パックを渡す。令和4年度の時点で、読み聞かせについて新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としている。
- 育児のために来館が難しい保護者のために、読書習慣を推進するために出張利用者登録を開始し、利用拡大と非来館型サービスの利用促進を図った。

区 分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
開催数(回)		-	72	42	72	72
参加者数(名)		3,306	3,040	2,329	2,830	2,772
市民ボランティア参加者数(名)		318	294	中止	中止	中止
出張利用者登録者数(件)	中 央	-	-	-	310	388
	生涯学習センター	-	-	250	548	451
	南大沢	-	-	225	422	278
	合 計	0	0	475	1,280	1,117

(参考)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
0歳児人口(各年度3月31日現在)	3,302	3,129	2,897	2,976	2,728

Ⅱ 事業実施状況

◆3歳児健診読み聞かせ参加者数

- ・ 各保健福祉センターの「3歳児健康診査」会場で幼児と保護者に対し、絵本やお話などに親しめる機会を提供する。
- ・ 令和2・3年度は3歳児健診自体が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としていたが、読み聞かせについては、令和4年度も引き続き中止としている。

単位：名

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
参 加 者 数	3,831	3,317	中止	中止	中止

(参考)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
3歳児人口(各年度3月31日現在)	4,117	3,887	3,670	3,628	3,470

◆こどもおはなし会参加者数

- ・ 児童・幼児に対して、本に親しむ機会を提供するとともに、読書習慣の育成を図ることを目的に、絵本等の読み聞かせ、紙芝居、ストーリーテリング(素話)、遊戯(指遊び・歌・ゲーム)等を行う。
- ・ 職員やボランティアにより実施している。

単位：名

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度		4年度	
				人数	回数	人数	回数
中 央	586	693	46	243	35	491	48
生涯学習センター	322	317	中止	180	8	564	47
南大沢	692	841	151	449	19	302	23
川 口	418	308	中止	93	10	192	16
合 計	2,018	2,159	197	965	72	1,549	134

※2年度の南大沢図書館回数にはパークライブラリーでの開催を含む。

Ⅱ 事業実施状況

小中学生

◆市立小・中学校への団体貸出利用実績

- ・ 中央図書館と学校図書館サポートセンター(指導課)とが連携し、市内小中学校の学校図書館(図書室)へ資料の貸出により小中学校の事業や児童・生徒の読書活動の支援を目的とする事業。
- ・ 教室に常置し利用するための「学級文庫用」、調べ学習で活用するための「授業補助用」の2種類がある。

区 分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
利用数(校)		94	88	85	76	92
貸出数(冊)	学級文庫	19,080	21,930	22,199	23,400	21,290
	調べ学習	12,270	10,215	7,436	6,723	6,156
	合 計	31,350	32,145	29,635	30,123	27,446

◆一日図書館員参加者数

- ・ 小学生向け、中高生向けを設定。図書館の仕組みを学び、仕事を体験しながら図書館への理解を深める。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止していたが、順次再開している。

区 分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
生涯学習センター		59	60	中止	中止	中止
南大沢		54	53		中止	14
川 口		20	26		17	9
合 計		133	139	-	17	23

単位：名

◆としょかんたんけんたい参加者数(生涯学習センター図書館)

- ・ 小学1年～3年生対象。講義や遊びを通じて図書館のしくみや本の探し方を学び、図書館への利用につなげる。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止。3年度からバックヤードツアーとして再開している。

区 分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
参加者数		41	49	中止	47	10

単位：名

※令和3～4年度はバックヤードツアーとして開催

Ⅱ 事業実施状況

◆本の POP コンテスト(令和3年度～)

- ・ 小学生から大学生対象。本を題材にした小さな広告のコンテストを行う。読書体験を通じた感動の表現やその伝達により、豊かな人間性を育み、また読書習慣を身につけるきっかけとする。また、図書館等で POP の展示を行うことで、アクティブラーニングの機会を創出している。

単位：点

区 分	3 年度	4 年度
応募作品数	4,122	3,201
入賞作品数	40	40

◆職場体験学習・施設見学・職場訪問の受け入れ(令和4年度)

- ・ 見学や体験を通して、図書館が身近な存在であることを知ってもらう取組。
- ・ 職場体験・職場訪問は主に中学生対象。施設見学は主に小学生を対象としている。

区 分	中 央		生 涯		南大沢		川 口	
	回数	人数（名）	回数	人数（名）	回数	人数（名）	回数	人数（名）
職場体験学習	9	25	7	14	5	11	5	7
施設見学	8	616	2	137	10	430	13	297
職場訪問	1	3	0	0	0	0	0	0
合 計	18	644	9	151	15	441	18	304

区 分	北 野		みなみ野		石 川	
	回数	人数（名）	回数	人数（名）	回数	人数（名）
職場体験学習	0	0	0	0	1	5
施設見学	3	111	3	208	0	0
職場訪問	0	0	0	0	0	0
合 計	3	111	3	208	1	5

Ⅱ 事業実施状況

高校生から社会人

◆自習室の開放(中央図書館・令和4年度)

・ 3階視聴覚ホールを図書館事業で使わない時間に自習室として開放。また、令和3年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため席数を削減し実施していた。

	年 間
利用者数(名)	13,929
実施数(日)	330

※参考:令和3年度の利用者数 9,366 名/実施数 277 日

◆高校生・大学生ボランティアの受け入れ(令和4年度)

・ 図書館業務に携わることにより、社会参加を学習する場を提供する。令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としていたが、令和4年度から再開している。

館	高校生		大学生	
	参加学校数	参加人数	参加学校数	参加人数
中 央	2	3	0	0
生涯学習センター	0	0	1	1
南大沢	0	0	0	0
川 口	0	0	0	0

◆図書館実習生・インターンシップ実習生の受け入れ(令和4年度)

単位:名

館	図書館実習生(司書志望者の実習)	大学生インターンシップ	高校生インターンシップ
中 央	0	3	0
生涯学習センター	0	0	0
南大沢	0	0	0
川 口	0	0	0

Ⅱ 事業実施状況

高齢者

◆千人塾

- ・ 図書館の情報提供能力を生かし、高齢者が調査や研究できる場所を提供し、生涯学習を支援する。作成する研究成果冊子「いちよう街道」は図書館の蔵書としている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とし、令和3年度から再開している。

区 分	30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
塾生数（名）	8	10	中止	7	11
講座開催数（回）	1	1		1	1

（参考）塾生の会

千人塾の卒塾生が自主的に行っている学習会。千人塾のバックアップを行っている。

◆朗読会参加者数(中央図書館)

- ・ 高齢者の読書離れが進む傾向にある中、朗読会を実施し、読書へのきっかけを創出する。令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としていたが、令和4年度から年1回の開催とすることで再開している。

単位：名					
区 分	30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
参加者数	121	134	*中止	*中止	※58

※年1回の実施に変更

図書館おすすめの“ぶっくぱっく”（令和2年度～）

普段は手に取らないジャンルや作者の本との出会いや学び直しのきっかけを提供し、読書の質を高めることで、すべての世代の読書活動を支援する。令和2年度から実施している。

区 分	2 年度（試行実施）		3 年度（試行実施）		4 年度
	パック数	貸出冊数	パック数	貸出冊数	貸出冊数
中 央	1,157	5,098	503	1,476	1,164
生涯学習センター	213	773	483	1,039	878
南大沢	877	3,343	182	513	433
川 口	603	2,149	295	1,151	48
市民センター	524	1,855	156	363	138
合 計	3,374	13,218	1,619	4,542	2,661

2 実施状況 基本方針② つながりによるサービスの展開



基本方針②として「つながりによるサービスの展開」を掲げています。
図書館と市民、様々な関係団体との連携による取組を通して、市民の学びの場や地域の情報拠点としての機能を充実し、地域コミュニティの活性化に寄与します。
地域との連携や行政連携などの取組状況を記載しています。

◆図書・雑誌のリサイクル状況

- ・ 内容が古くなった資料や保存年限の経過した雑誌類等、除籍資料を市内関係団体や市民に提供することで、環境に配慮しながら図書館の財産である資料の有効活用を図る。

単位：冊

区 分		30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
中 央	図書	5,483	6,978	2,250	4,841	4,250
	雑誌	2,720	2,010	102	2,278	1,924
生涯学習 センター	図書	2,678	2,788	3,824	5,005	4,851
	雑誌	1,956	1,941	2,295	2,230	2,152
南大沢	図書	1,178	1,165	1,296	3,151	1,319
	雑誌	1,330	1,447	778	1,873	1,224
川 口	図書	1,676	1,365	1,269	2,602	2,137
	雑誌	1,617	1,653	1,201	1,651	1,858
図書計		11,015	12,296	8,639	15,599	12,557
雑誌計		7,623	7,051	4,376	8,032	7,158
合 計		18,638	19,347	13,015	23,631	19,715

◆手づくりの本展出品者数等の状況(中央図書館)

- ・ 「手づくりの本の会」と共催で行う「手づくりの本展」「夏休み手づくりの絵本」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度から中止している。

区 分	30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
出品者数 (名)	115	115	中止	中止	中止
出品数 (点)	195	160			
来場者数 (名)	637	583			

Ⅱ 事業実施状況

◆パークライブラリー(令和2年度～)

- ・ 図書館周辺の公園を活用し、新たな読書空間の創出やおはなし会等のイベントを実施。「新しい生活様式」における身近な読書環境を整備するとともに地域の情報拠点として地域コミュニティの活性化に寄与し、本を通じた市民のゆるやかな交流の場を創出した。

単位：名

区 分	2年度（試行）	3年度（試行）	4年度
中 央	-	-	雨天中止
南大沢	400	400	650
川 口	-	400	565

※数字は概算

Ⅱ 事業実施状況

◆行政連携テーマ展示

- ・ 地域の情報拠点として、行政情報等を図書館の資料を使って効果的に発信するため、図書館以外の所管と連携して設定したテーマの資料を展示している。

区分	元年度	2年度	3年度	4年度
連携所管数	18	26	23	26
実施数（回）	27	29	33	39

行政連携テーマ展示一覧(令和4年度)

単位：冊

	テーマ名	実施期間	所管課	中 央		生 涯		南大沢		川 口		合 計	
				展示数	貸出数	展示数	貸出数	展示数	貸出数	展示数	貸出数	展示数	貸出数
1	成年年齢引き下げ	4/1 ～ 5/9	消費生活センター			44	25	24	2			68	27
2	児童福祉週間	4/1 ～ 5/16	子どものしあわせ課	86	104			95	99	60	2	241	205
3	春の交通安全運動	4/13 ～ 5/9	交通事業課	74	60							74	60
4	消費月間	5/1 ～ 6/13	消費生活センター	109	142					52	6	161	148
5	18歳からの選挙/参議院議員選挙	5/11 ～ 7/18	選挙課	101	37			25	7			126	44
6	あさごはんをたべよう	5/18 ～ 7/11	大横・東浅川・南大沢保健福祉センター	117	173			52	69	37	5	206	247
7	男女共同参画週間	6/1 ～ 7/4	男女共同参画課			56	32			32	3	88	35
8	企画展「八王子城跡御主殿遺物展示Ⅰ」	6/15 ～ 7/11	文化財課	83	83							83	83
9	「行こうよ、八王子！」	6/23 ～ 8/31	観光課					100	25			100	25
10	夏季の正しい省エネ、熱中症対策	7/1 ～ 7/31	環境政策課	122	164					24	19	146	183
11	社会を明るくする運動・再犯防止強調月間	7/1 ～ 8/8	防犯課	119	94					57	31	176	125
12	進め、看護のみち	7/1 ～ 9/5	看護専門学校総務課			39	31			24	7	63	38
13	なくそう！食品ロス	7/5 ～ 9/12	ごみ減量対策課	45	83	36	52	28	35			109	170
14	第37回平和展～子どもたちに伝えたい この思い～	8/1 ～ 8/31	総務課					145	146	59	6	204	152
15	なくそう！海洋プラスチックごみ	8/1 ～ 9/19	ごみ減量対策課	55	57			39	20	34	10	128	87
16	企画展「八王子空襲と人々の暮らし」	8/9 ～ 9/12	文化財課	127	86							127	86
17	笑顔いいまち八王子～認知症になっても安心して暮らせるまち～	9/1 ～ 9/30	高齢者福祉課							22	7	22	7
18	動物愛護週間	9/1 ～ 10/17	生活衛生課					36	28	34	1	70	29
19	本気の創業塾	9/6 ～ 10/3	企業支援課			68	49					68	49
20	家族みんなでフレイル予防	9/21 ～ 10/17	南大沢保健福祉センター					121	123			121	123
21	あなたの財産が狙われています！～被害を防ぐために知っておきたいこと～	10/1 ～ 10/31	防犯課							35	0	35	0
22	企画展「鉄道150年記念八王子と鉄道あれこれ」	10/1 ～ 10/31	文化財課							24	12	24	12
23	～本に登場する料理を学校給食で再現！～図書館コラガ給食	10/5 ～ 11/7	学校給食課	123	117	73	55	33	22			229	194
24	企画展「八王子城跡御主殿遺物展示Ⅱ」	11/1 ～ 11/30	文化財課							25	6	25	6
25	子供・若者育成支援強調月間	11/1 ～ 11/30	青少年若者課							29	0	29	0
26	女性に対する暴力をなくす運動	11/2 ～ 12/5	男女共同参画課			82	58					82	58
27	多文化共生・国際理解	11/2 ～ 12/28	多文化共生課			77	55			41	1	118	56
28	天文現象「皆既日食」火星接近	11/9 ～ 12/12	こども科学館	83	118							83	118
29	児童虐待防止	11/9 ～ 12/19	子ども家庭支援センター	94	37			79	41			173	78
30	11/8は「いい歯の日」、11/14は「世界糖尿病デー」	11/16 ～ 12/19	東浅川・南大沢保健福祉センター					66	37	18	1	84	38
31	人権週間・障害者週間	12/1 ～ 1/16	総務課・障害者福祉課	166	93			123	37	57	2	346	132
32	企画展「はちはくでお正月～八王子七福神めぐり」	12/7 ～ 1/16	文化財課	101	105			45	41			146	146
33	里親（療育家庭）をしていますか？里親（療育家庭）支援事業	1/4 ～ 1/31	子ども家庭支援センター							14	0	14	0
34	八王子市空き店舗改修費補助金～自宅や実家を空き家しないために～	1/11 ～ 1/23	市街地活性化課・住宅政策課	33	22							33	22
35	日本遺産を活用しよう	1/11 ～ 3/6	文化財課	77	54	48	35					125	89
36	ゼロカーボンシティ宣言特集	1/11 ～ 2/28	環境政策課	33	20			48	31	36	1	117	52
37	女性の健康習慣	1/18 ～ 4/10	大横・東浅川・南大沢保健福祉センター	117	161	72	52	80	112	52	6	321	331
38	自殺対策強化月間	3/1 ～ 4/17	保健対策課	96	93			104	96	15	2	215	191
39	19歳からの選挙/市議会議員選挙	3/3 ～ 4/23	選挙課					32	11			32	11
合 計				1,961	1,903	595	444	1,275	982	781	128	4,612	3,457

Ⅱ 事業実施状況

◆地区図書室への配本(団体貸出)状況

単位：冊

地区図書室名	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
大和田市民センター	9,942	10,093	9,987	10,066	9,979
石川市民センター	11,421	-	-	-	-
加住市民センター	14,488	14,548	14,555	14,631	14,555
浅川市民センター	2,470	2,621	2,615	2,679	2,301
元八王子市民集会所	6,037	6,156	6,198	6,251	5,992
子安市民センター	8,397	8,522	8,629	8,674	8,628
由木中央市民センター	21,140	-	-	-	-
元八王子市民センター	8,467	8,192	8,010	7,953	7,736
由井市民センター	8,106	8,250	8,178	8,071	7,861
由木東市民センター	18,583	18,625	18,482	18,585	18,412
中野市民センター	8,956	9,017	9,159	9,225	9,158
台町市民センター	9,678	9,551	9,462	9,453	9,109
北野南部会館	8,243	8,455	8,664	8,537	8,436
横山南市民センター	23,157	23,298	23,452	23,367	22,748
由井市民集会所	6,148	6,002	6,251	6,315	6,004
合 計	165,233	133,330	133,642	133,807	130,919

※石川市民センター地区図書室は、令和元年7月1日に石川市民センター図書館として開設

※由木中央市民センター地区図書室は、令和元年12月1日に由木中央市民センター図書館として開設

3 実施状況 基本方針③ だれもが快適に読書に親しめる環境の整備



基本方針③として「だれもが快適に読書に親しめる環境の整備」を掲げています。多様化する図書館ニーズに対応するため、利用者目線での身近な読書環境の整備を図るとともに、ユニバーサルデザインの考えに基づき、図書館の利用に障害のある方への読書環境の整備を図ります。施策の方向を、利用者目線での身近な読書環境の整備、高齢者サービスの展開、障害者サービスの展開、多文化サービスの展開として事業を展開しています。

利用者目線での身近な読書環境の整備

◆電子書籍サービス実施状況

- ・ パソコン・スマートフォン・タブレット等を使用し、いつでも、どこでも、だれでも利用できる、非来館型の図書館サービスの充実に取り組んでいる。青空文庫については令和2年6月より貸出数としていない。

区 分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
選書コンテンツ	タイトル数 (点)	4,705	4,554	7,109	9,762	9,060
	貸出数 (回)	10,451	15,030	54,857	48,956	35,518
	閲覧数 (回)	24,977	35,401	154,306	137,247	104,413
	雑誌閲覧数 (回)	-	-	-	-	11,732
青空文庫	タイトル数 (点)	3,029	4,230	5,033	6,235	7,142
	貸出数 (回)	253	170	238	-	-
	閲覧数 (回)	941	1,317	4,059	2,146	1,833
市独自資料	タイトル数 (点)	50	51	53	56	59
	閲覧数 (回)	276	951	1,803	593	779
タイトル数 合計 (点)		7,784	8,835	12,195	16,053	16,261
閲覧数 合計 (回)		26,194	37,669	160,168	139,986	118,757
電子書籍コンテンツ等購入費 (円)		2,855,335	3,272,624	11,139,381	4,435,467	5,038,004

Ⅱ 事業実施状況

◆サービスポイント数

単位：か所

区 分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予約資料の受取場所	図書館	7	9	9	9	9
	地区図書室	15	13	13	13	13
	その他	1	1	1	1	1
	計	23	23	23	23	23
資料の返却場所	図書館	7	9	9	9	9
	地区図書室	16	14	14	14	14
	図書返却ボックス（郵便局内）	0	61	61	61	62
	返却ボックス（その他）	3	3	8	8	8
	合 計	26	87	92	92	93

- 1) 令和元年度に、石川市民センター図書館及び由木中央市民センター図書館を開館
- 2) 令和元年度から日本郵便株式会社との包括連携事業を開始
- 3) 令和2年度に返却ボックスを5か所増設

◆郵便局との包括連携事業(令和元年度～)

- ・ 郵便局との包括事業協定による。市内 61 か所の郵便局に、「図書返却ボックス」を設置し、図書館が貸し出す図書資料の返却を可能としている。

単位：冊

区 分	2年度	3年度	4年度
返却数	43,857	56,740	61,235

◆ブックポストの増設(令和2年度～)

- ・ 市民の利便性及び読書環境を向上させるため図書返却用ポストを設置している。

単位：冊

区 分		2年度	3年度	4年度
返却数	めじろ台駅前郵便局	7,820	13,135	15,437
	高尾名店街	10,004	19,351	24,062
	南多摩病院	1,829	5,115	10,287
	医療センター	419	831	883
	八王子駅北口	3,584	6,888	9,341
	八王子駅南口総合事務所	3,992	5,444	6,092
合 計		27,648	50,764	66,102

Ⅱ 事業実施状況

高齢者サービスの展開

◆高齢者施設読書活動支援事業(中央図書館)

- ・ 来館が困難な施設入居者の読書活動支援のため、出張図書館及び団体貸出を行った。

区 分		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
出張図書館	施設数(か所)	5	5	3	4	4
	実施数(回)	17	20	12	13	13
	貸出数(冊)	2,410	2,643	2,520	2,538	2,553
団体貸出	施設数(か所)	3	4	5	7	7
	実施数(回)	12	15	17	20	26
	貸出数(冊)	1,480	1,950	2,201	2,285	2,625
施設数 合計		8	9	8	11	11
実施数 合計		29	35	29	33	39
貸出数 合計		3,890	4,593	4,721	4,823	5,178

◆幸齢者サロンの共催(中央図書館)

- ・ 認知症について気軽に話し合える「幸齢者サロン」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度までは開催を中止していたが、4年度から再開している。

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実施数(回)	1	2	中止	中止	2
参加者数(名)	不明	不明	中止	中止	33

◆こどもとしょかんの共催(中央図書館)(令和4年度～)

- ・ 盲導犬とのふれあい、車いす体験、認知症や障害についてのおはなしなど、親子でバリアフリーについて楽しく学べるイベントを関係団体と連携し、開催した。

区分	4年度
実施数(回)	5
参加者数(名)	62

Ⅱ 事業実施状況

障害者サービスの充実

◆対面朗読

- ・ 館内の対面朗読室で視覚障害者のために対面朗読を実施。利用者は、通常週1回～月2回程度来館し、1～2時間の朗読を受ける。朗読は、ボランティアにより実施。

区 分	30年度		元年度		2年度		3年度		4年度	
	回数	利用者数	回数	利用者数	回数	利用者数	回数	利用者数	回数	利用者数
中 央	79	79	67	71	50	53	64	64	72	72
生涯学習センター	203	237	189	212	146	161	201	201	215	215
南大沢	87	132	76	118	68	73	81	81	37	37
川 口	30	30	34	34	35	35	29	29	45	45
合 計	399	478	366	435	299	322	375	375	369	369

※ 利用者数は延べ数

◆障害者宅配サービス(令和4年度)

- ・ 高齢による寝たきりや障害があること等の理由により図書館へ来館することが困難な方を対象に、図書を宅配して、読書の機会を提供する。

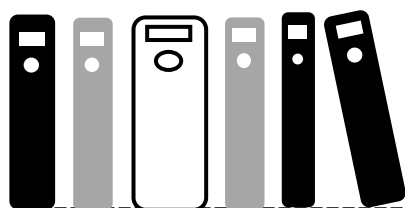
	中 央	生 涯	南大沢	川 口	合 計
実施数(回)	56	17	34	0	107
利用者(名)	10	3	4	0	17
ボランティア(名)	4	1	0	0	5
貸出数(冊)	436	22	206	0	664

◆音訳・点訳資料作成(令和4年度)

- ・ 市内3つのボランティア団体に依頼し視覚障害者向け資料を作成している。

種類	団体名	点数	合計
音訳資料	灯	73	127
	こだま	54	
点訳資料	六つ星会	12	12

Ⅱ 事業実施状況



Ⅲ 統計

Ⅲ 統計

- | | |
|----------------|------------------|
| 1 蔵書資料 | 7 障害者資料の貸出 |
| (1)図書 | 8 相互貸借件数 |
| (2)視聴覚資料 | 9 開館日数・入館者数 |
| (3)雑誌等 | 10 統計推移 |
| 2 年間受入・除籍数 | (1)貸出数・入館者数推移 |
| 3 登録者数 | (2)蔵書数の推移(図書) |
| 4 貸出数 | 11 (参考)図書館指標の推移 |
| (1)図書 | 12 (参考)他市図書館との比較 |
| (2)視聴覚資料 | (1)都内比較 |
| 5 予約・リクエスト受付件数 | (2)中核市との比較 |
| 6 レファレンス受付件数 | |

Ⅲ 統計

1 蔵書資料(令和4年度)

(1) 図書

単位：冊

区分	図 書					開架冊数	閉架冊数
	一般図書	参考図書	郷土資料	児童図書	計		
中 央	535,278	30,051	54,642	231,783	851,754	203,449	691,584
(うち団体)	7,332	3	0	39,300	46,635	-	-
生涯学習 センター	227,787	16,614	5,746	54,437	304,584	142,138	175,858
南大沢	160,725	10,091	4,948	68,737	244,501	121,287	132,975
川 口	99,717	6,244	4,370	40,030	150,361	89,819	63,850
由木中央 市民センター	13,090	158	404	10,592	24,244	24,244	-
恩方 市民センター	7,065	98	420	6,739	14,322	14,322	-
由井市民セン ターみなみ野	12,232	161	577	7,248	20,218	20,218	-
北野 市民センター	27,295	289	689	18,433	46,706	46,706	-
石川 市民センター	7,211	55	394	5,350	13,010	13,010	-
合計	1,090,400	63,761	72,190	443,349	1,669,700	675,193	1,064,267

(2) 視聴覚資料

単位：点

区分	C D	カセット テープ	レコード	D V D	ビデオ テープ	L D	付随資料等	合計
中 央	29,426	15,365	4,497	1,374	1,708	2,548	1,867	56,785
生涯学習 センター	10,407	73	0	2,523	819	0	341	14,163
南大沢	9,042	304	0	521	1,052	0	547	11,466
川 口	6,473	239	0	916	374	0	228	8,230
由木中央 市民センター	0	0	0	0	0	0	0	0
恩方 市民センター	0	0	0	0	0	0	0	0
由井市民セン ターみなみ野	0	0	0	0	0	0	0	0
北野 市民センター	0	0	0	0	0	0	0	0
石川 市民センター	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	55,348	15,981	4,497	5,334	3,953	2,548	2,983	90,644

Ⅲ 統計

(3) 雑誌等

単位：タイトル

区分	新聞・広報等		雑誌	
	総数	うち購入分	総数	うち購入分
中 央	45	15	326	308
生涯学習 センター	50	21	227	210
南大沢	37	11	160	145
川 口	30	11	92	85
由木中央 市民センター	-	-	-	-
恩方 市民センター	8	4	-	-
由井市民セン ターみなみ野	-	-	-	-
北野 市民センター	15	8	26	26
石川 市民センター	-	-	-	-
合計	185	70	831	774

2 年間受入・除籍数(令和4年度)

単位：冊

区分	受入数	うち購入分	除籍数
中 央	11,649	10,115	8,674
(うち団体)	1,317	1,276	1,461
生涯学習 センター	5,775	5,129	6,068
南大沢	3,727	2,836	1,571
川 口	2,469	2,002	3,946
由木中央 市民センター	1,010	836	147
恩方 市民センター	854	705	75
由井市民セン ターみなみ野	942	750	293
北野 市民センター	1,120	944	865
石川 市民センター	879	687	274
合計	28,425	24,004	21,913

Ⅲ 統計

3 登録者数(令和4年度)

令和5年3月31日時点

単位：名

区分	小学生以下	中・高校生	一般	合計
中 央	3,454	3,631	34,319	41,404
生涯学習 センター	2,701	2,051	22,677	27,429
南大沢	2,930	2,696	21,133	26,759
川 口	789	1,089	5,312	7,190
由木中央 市民センター	255	115	879	1,249
恩方 市民センター	110	101	558	769
由井市民セン ターみなみ野	950	721	2,854	4,525
北野 市民センター	407	532	3,961	4,900
石川 市民センター	219	137	834	1,190
合計	11,815	11,073	92,527	115,415

Ⅲ 統計

4 貸出数(令和4年度)

(1) 図書

単位：冊

区分	図書			雑誌	合計
	一般図書	児童図書	小計		
中 央	384,061	221,769	605,830	22,747	666,196
(うち団体)	1,753	244	1,997	0	1,997
生涯学習 センター	316,005	119,950	435,955	25,387	497,410
南大沢	292,436	167,990	460,426	26,341	511,763
川 口	86,755	54,390	141,145	8,176	159,515
由木中央 市民センター	29,606	31,827	61,433	1,761	65,328
恩方 市民センター	21,477	13,509	34,986	545	36,235
由井市民セン ターみなみ野	75,293	75,916	151,209	4,630	159,797
北野 市民センター	65,047	33,576	98,623	3,001	105,683
石川 市民センター	22,689	21,698	44,387	1,693	48,119
合計	1,293,369	740,625	2,033,994	94,281	2,250,046

※総計は図書、雑誌、視聴覚のほか、協力貸出・障害者資料の貸出数値の累計

(2) 視聴覚資料

単位：点

区分	視聴覚資料				合計
	C D	カセットテープ	D V D	ビデオテープ	
中 央	23,396	626	4,674	12	28,708
生涯学習 センター	24,313	80	9,079	26	33,498
南大沢	18,629	77	4,139	10	22,855
川 口	6,613	16	2,672	14	9,315
由木中央 市民センター	1,827	14	151	0	1,992
恩方 市民センター	402	0	153	0	555
由井市民セン ターみなみ野	2,926	32	536	4	3,498
北野 市民センター	2,878	48	398	23	3,347
石川 市民センター	1,549	27	339	0	1,915
合計	82,533	920	22,141	89	105,683

Ⅲ 統計

5 予約・リクエスト受付件数(令和4年度)

単位：件

区分	予 約 リクエスト
中 央	183,787
生涯学習 センター	164,214
南大沢	192,831
川 口	40,365
由木中央 市民センター	29,685
恩方 市民センター	13,918
由井市民セン ターみなみ野	74,441
北野 市民センター	45,377
石川 市民センター	19,738
合計	764,356

6 レファレンス受付件数(令和4年度)

単位：件

区分	レファレンス	オンライン レファレンス
中 央	13,198	17
生涯学習 センター	6,153	-
南大沢	2,574	-
川 口	1,511	-
由木中央 市民センター	330	-
恩方 市民センター	89	-
由井市民セン ターみなみ野	1,689	-
北野 市民センター	2,026	-
石川 市民センター	371	-
合計	27,941	17

7 障害者資料の貸出(令和4年度)

単位：点

自館分	3,903
協力分	2,034

自館分は自治体内の利用者への貸出。協力分は他自治体への貸出。

8 相互貸借件数(令和4年度)

単位：件

区分	相互貸借 (借受数)	相互貸借 (貸出数)	協力貸出
中 央	10,743	3,762	2,974
生涯学習 センター	-	-	2,570
南大沢	-	-	2,141
川 口	-	-	879
由木中央 市民センター	-	-	142
恩方 市民センター	-	-	149
由井市民セン ターみなみ野	-	-	460
北野 市民センター	-	-	712
石川 市民センター	-	-	124
合計	10,743	3,762	10,151

相互貸借(借受数)は、他自治体から借り受けた資料数。相互貸借(貸出数)は他自治体へ貸し出した資料数。協力貸出は、相互貸借(借受数)のうち、利用者へ貸し出した資料数(館内閲覧や貸出をしなかった資料 592 点を除く。)

Ⅲ 統計

9 開館日数・入館者数(令和4年度)

区分	開館数 (日)	夜間開館数 (日※内数)	入館者数 (人)	夜間開館入館者数 (人※内数)
中 央	332	332	301,358	35,275
生涯学習 センター	338	338	321,437	37,766
南大沢	339	339	262,001	35,112
川 口	329	97	72,767	2,306
由木中央 市民センター	332	－	32,804	－
恩方 市民センター	332	－	23,259	－
由井市民セン ターみなみ野	332	－	70,377	－
北野 市民センター	332	47	108,591	2,535
石川 市民センター	332	－	23,030	－
合計	2,998	1,153	1,215,624	112,994

10 統計推移

(1) 貸出数・入館者数推移

館	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中 央	788,830	688,212	580,278	664,951	666,196
生涯学習 センター	602,793	520,157	423,143	484,421	497,410
南大沢	593,834	525,015	446,485	507,437	511,763
川 口	202,278	174,127	139,414	152,030	159,515
由木中央 市民センター		10,439	43,627	59,946	65,328
恩方 市民センター	16,283	31,987	15,748	30,914	36,235
由井市民セン ターみなみ野	144,284	138,014	133,492	155,336	159,797
北野 市民センター	125,736	107,621	67,767	101,683	105,683
石川 市民センター		23,955	34,225	43,943	48,119
合計	2,474,038	2,219,527	1,884,179	2,200,661	2,250,046
住基人口（名）	561,407	561,622	561,344	561,457	561,034
貸出数/人口	4.41	3.95	3.36	3.92	4.01
登録者数（名）	128,941	123,254	117,819	115,597	115,415
貸出数/登録者	19.19	18.01	15.99	19.04	19.50
入館者数（名）	1,606,924	1,462,678	885,106	1,062,976	1,215,624
貸出数/入館者	1.54	1.52	2.13	2.07	1.85

Ⅲ 統計

(2) 蔵書数の推移(図書)

単位：冊

館	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中 央	885,969	861,082	855,987	851,898	851,754
生涯学習 センター	304,724	306,682	308,270	306,953	304,584
南大沢	235,129	238,820	240,723	242,535	244,501
川 口	153,209	153,933	154,158	152,075	150,361
由木中央 市民センター		23,997	23,944	23,444	24,244
恩方 市民センター	14,583	12,229	12,915	13,544	14,322
由井市民セン ターみなみ野	17,942	18,729	19,453	19,734	20,218
北野 市民センター	46,513	47,122	46,797	46,813	46,706
石川 市民センター		10,462	11,735	12,579	13,010
合計	1,658,069	1,673,056	1,673,982	1,669,575	1,669,700

Ⅲ 統計

11 (参考)図書館指標の推移

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口 ※当該年度末日	561,407	561,622	561,344	561,457	561,034
蔵書数 ※図書	1,658,069	1,673,056	1,673,982	1,669,575	1,669,700
視聴覚資料数	91,729	91,878	90,908	90,606	90,644
(うちCD)	54,689	54,848	55,067	55,222	55,348
(うちDVD)	5,175	5,073	5,181	5,280	5,334
電子書籍数 ※年度末数	7,784	8,835	12,195	16,053	16,261
図書館費	642,668,156	715,607,237	755,610,618	774,607,991	805,433,250
図書購入費	73,327,790	81,475,970	81,950,451	69,412,929	68,983,670
市民1人当たりの蔵書(図書)数 ※蔵書(図書)数/人口	2.95	2.98	2.98	2.97	2.98
市民1人当たりの図書館費 ※図書館費/人口	1,144.75	1,274.18	1,346.07	1,379.64	1,435.62
市民1人当たりの図書購入費 ※図書購入費/人口	130.61	145.07	145.99	123.63	122.96

開館日数 ※1館でも開館していた日数	357	358	354	357	357
実利用者数	59,598	57,637	44,949	49,262	51,026
登録者数	128,941	123,254	117,819	115,597	115,415
実利用者率 ※実利用者数/人口	10.6%	10.3%	8.0%	8.8%	9.1%
登録率 ※登録者数/人口	23.0%	21.9%	21.0%	20.6%	20.6%
雑誌タイトル数	903	877	866	834	831
新聞タイトル数	131	128	175	187	185

利用者数 ※貸出利用者数	761,204	794,985	597,822	686,372	722,595
予約件数	724,773	764,495	718,488	799,029	764,356
貸出数 (全資料)	2,474,038	2,219,527	1,884,179	2,200,661	2,250,046
貸出数 (図書)	2,204,527	1,977,768	1,681,174	1,975,627	2,033,994
貸出数 (視聴覚資料)	144,400	129,171	100,547	114,562	105,683
(うちCD)	110,966	99,626	77,854	88,067	82,533
(うちDVD)	30,378	27,145	21,420	24,180	22,141
電子書籍閲覧数	26,194	37,669	160,168	139,986	118,757
蔵書回転率(図書) ※貸出冊数/蔵書冊数	1.33	1.18	1.00	1.18	1.22
蔵書回転率(視聴覚資料) ※貸出点数/蔵書点数	1.57	1.41	1.11	1.26	1.17
市民1人当たり貸出数(図書) ※貸出冊数/人口	3.93	3.52	2.99	3.52	3.63
市民1人当たり貸出数(全資料) ※貸出点数/人口	4.41	3.95	3.36	3.92	4.01
レファレンス件数	26,431	26,655	17,580	24,021	27,958

Ⅲ 統計

12 (参考)他市図書館との比較

(1)都内比較(令和4年度東京都公立図書館調査による)

自治体名	人口	自治体面積 (km ²)	100㎡当たり 人口	図書館数	施設サービス ポイント数	図書総数 (冊)	100人当たり 図書数 (冊)	貸出総数 (冊)	資料購入費 (千円)	区民1人当たり 資料購入費 (円)
千代田区	67,276	11.66	0.5770	5	0	542,848	806.9	677,109	83,433	1,240.16
中央区	172,193	10.21	1.6865	3	0	632,359	367.2	1,526,955	94,057	546.23
港区	258,783	20.37	1.2704	7	4	1,210,741	467.9	2,210,884	130,439	504.05
新宿区	340,877	18.22	1.8709	11	1	1,064,095	312.2	2,953,090	146,920	431.01
文京区	227,218	11.29	2.0126	10	1	1,196,323	526.5	4,089,846	116,107	510.99
台東区	204,431	10.11	2.0221	5	2	605,552	296.2	1,586,250	64,824	317.09
墨田区	276,800	13.77	2.0102	4	0	574,134	207.4	1,486,354	68,516	247.53
江東区	527,085	42.99	1.2261	10	1	1,556,236	295.3	5,511,887	180,989	343.38
品川区	404,405	22.84	1.7706	11	4	1,127,473	278.8	3,154,580	56,232	139.05
目黒区	278,415	14.67	1.8979	8	0	1,176,304	422.5	3,808,251	80,151	287.88
大田区	729,423	61.86	1.1792	16	0	1,798,024	246.5	5,670,123	228,934	313.86
世田谷区	917,145	58.05	1.5799	16	8	1,973,147	215.1	5,961,068	189,384	206.49
渋谷区	228,906	15.11	1.5149	10	0	917,852	401.0	2,031,757	63,621	277.94
中野区	332,432	15.59	2.1323	7	3	947,866	285.1	2,400,416	116,118	349.30
杉並区	570,925	34.06	1.6762	13	4	1,972,729	345.5	4,919,373	142,020	248.75
豊島区	283,595	13.01	2.1798	7	0	786,228	277.2	2,228,468	99,410	350.54
北区	351,390	20.61	1.7049	14	1	1,384,208	393.9	3,743,225	181,194	515.65
荒川区	215,361	10.16	2.1197	5	2	852,471	395.8	2,200,588	92,588	429.92
板橋区	567,091	32.22	1.7601	12	0	1,614,594	284.7	3,249,452	106,350	187.54
練馬区	738,131	48.08	1.5352	13	6	1,874,681	254.0	6,809,164	196,899	266.75
足立区	689,258	53.25	1.2944	15	6	1,409,974	204.6	2,940,503	175,949	255.27
葛飾区	462,537	34.8	1.3291	13	2	1,289,128	278.7	3,090,573	137,391	297.04
江戸川区	688,602	49.9	1.3800	12	0	1,539,084	223.5	4,804,962	202,759	294.45
区部平均	414,447	27.08	1.6404	9.9	2.0	1,219,394	338.5	3,350,212	128,447	372.21
八王子市	561,457	186.38	0.3012	9	13	1,669,575	297.4	2,182,852	71,671	127.65
立川市	185,201	24.36	0.7603	9	0	919,033	496.2	1,475,324	77,301	417.39
武蔵野市	148,300	10.98	1.3506	3	0	966,473	651.7	2,406,077	77,244	520.86
三鷹市	190,295	16.42	1.1589	5	0	807,701	424.4	2,001,756	71,287	374.61
青梅市	130,762	103.31	0.1266	10	0	621,278	475.1	719,566	45,962	351.49
府中市	260,144	29.43	0.8839	13	0	1,547,717	594.9	1,901,509	106,926	411.03
昭島市	114,068	17.34	0.6578	4	1	485,044	425.2	711,085	48,940	429.04
調布市	238,394	21.58	1.1047	11	0	1,368,166	573.9	2,430,737	85,684	359.42
町田市	430,803	71.55	0.6021	8	5	1,181,610	274.3	3,190,602	45,684	106.04
小金井市	124,539	11.3	1.1021	4	1	505,435	405.8	993,051	49,314	395.97
小平市	195,014	20.51	0.9508	11	0	1,171,032	600.5	1,350,808	50,004	256.41
日野市	187,060	27.55	0.6790	7	0	844,376	451.4	1,477,776	61,319	327.80
東村山市	151,666	17.14	0.8849	5	0	725,181	478.1	1,032,893	41,163	271.41
国分寺市	128,011	11.46	1.1170	6	2	595,639	465.3	803,657	23,650	184.75
国立市	76,278	8.15	0.9359	2	4	357,648	468.9	453,218	25,236	330.84
福生市	56,193	10.16	0.5531	4	0	465,129	827.7	477,310	13,914	247.61
狛江市	83,013	6.39	1.2991	1	5	304,149	366.4	499,047	21,980	264.78
東大和市	85,086	13.42	0.6340	3	0	464,537	546.0	562,745	33,091	388.91
清瀬市	74,770	10.23	0.7309	6	0	402,349	538.1	464,235	23,706	317.05
東久留米市	117,006	12.88	0.9084	4	0	488,659	417.6	753,833	37,799	323.05
武蔵村山市	71,615	15.32	0.4675	2	0	322,026	449.7	274,213	16,414	229.20
多摩市	147,552	21.01	0.7023	8	0	756,589	512.8	1,476,521	82,823	561.31
稲城市	93,033	17.97	0.5177	6	2	671,520	721.8	1,125,491	37,622	404.39
羽村市	54,514	9.9	0.5506	1	0	424,097	778.0	257,348	13,164	241.48
あきる野市	79,931	73.47	0.1088	4	0	630,384	788.7	550,136	37,002	462.92
西東京市	205,726	15.75	1.3062	6	2	785,054	381.6	1,676,648	82,789	402.42
市部平均	161,170	30.15	0.7844	5.8	1.3	749,246	515.8	1,201,863	49,296	334.92
区部市部平均	280,055	28.71	1.1862	7.7	1.6	969,928	432.6	2,210,272	86,448	352.42

※貸出総数に障害者サービス資料を含まない。

Ⅲ 統計

(2)中核市との比較(中核市市長会都市要覧令和4年度版による)

自治体名	人口	自治体面積 (km ²)	100㎡当たり 人口	図書館数	図書総数 (冊)	100人当たり 図書数 (冊)	貸出総数 (冊)
函館市	246,256	677.87	0.0363	6	896,807	361.0	1,074,383
旭川市	326,057	747.66	0.0436	5	1,288,745	390.7	1,558,059
青森市	272,752	824.61	0.0331	1	1,046,636	378.8	937,094
八戸市	222,173	305.56	0.0727	3	518,005	233.2	747,182
盛岡市	284,044	886.47	0.0320	3	623,665	217.9	460,969
秋田市	301,573	906.07	0.0333	5	697,555	231.3	781,425
山形市	240,990	381.58	0.0632	5	403,365	164.9	809,770
福島市	271,798	767.72	0.0354	3	918,079	330.3	971,802
郡山市	318,526	757.20	0.0421	4	879,292	276.0	921,848
いわき市	312,779	1,232.26	0.0254	6	826,267	252.7	1,006,428
水戸市	270,461	217.32	0.1245	6	990,039	368.0	1,215,996
宇都宮市	517,346	416.85	0.1241	5	1,768,135	341.7	3,514,184
前橋市	332,063	311.59	0.1066	1	1,064,708	320.6	1,922,958
高崎市	369,688	459.16	0.0805	6	1,191,890	322.4	2,089,737
川越市	352,896	109.13	0.3234	4	882,606	250.1	1,515,466
川口市	605,067	61.95	0.9767	7	1,382,517	228.5	2,908,381
越谷市	344,674	60.24	0.5722	1	674,192	195.6	1,495,764
船橋市	645,972	85.62	0.7545	4	1,661,774	257.8	2,769,026
柏市	431,203	114.74	0.3758	18	855,270	198.9	1,813,164
八王子市	561,457	186.38	0.3012	9	1,669,575	297.3	2,200,661
横須賀市	389,993	100.82	0.3868	4	813,640	213.8	1,305,488
富山市	410,214	1,241.74	0.0330	25	1,043,877	254.5	1,689,298
金沢市	447,209	468.81	0.0954	6	1,654,281	360.0	2,258,617
福井市	258,198	536.41	0.0481	5	1,245,928	482.5	1,196,334
甲府市	185,751	212.47	0.0874	1	401,794	216.0	386,315
長野市	369,652	834.81	0.0443	2	1,087,321	294.1	1,490,453
松本市	236,345	978.47	0.0242	11	1,307,599	553.2	1,593,732
岐阜市	402,965	203.60	0.1979	7	850,662	211.1	1,975,625
豊橋市	370,829	262.00	0.1415	4	1,092,577	294.4	1,791,617
岡崎市	384,996	387.20	0.0994	2	1,015,425	263.7	2,170,360
一宮市	381,366	113.82	0.3351	4	1,185,643	310.9	2,730,309
豊田市	418,284	918.32	0.0455	2	1,710,883	409.0	2,858,546
大津市	343,817	464.51	0.0740	4	891,443	259.3	1,505,101
豊中市	407,867	36.60	1.1144	9	1,045,857	256.4	3,270,344
吹田市	378,781	36.09	1.0495	10	1,266,487	334.4	3,693,591
高槻市	349,109	105.29	0.3316	5	1,623,850	465.1	2,747,399
枚方市	396,215	65.12	0.6084	8	1,191,970	300.8	3,841,278
八尾市	262,875	41.72	0.6301	4	739,369	281.3	1,454,034
寝屋川市	228,517	24.70	0.9252	3	572,647	251.0	978,269
東大阪市	481,320	61.78	0.7791	3	842,443	172.5	1,584,336
姫路市	529,450	534.35	0.0991	15	1,387,227	262.0	1,899,331
尼崎市	459,261	50.71	0.9057	2	748,751	164.3	1,434,288
明石市	304,838	49.42	0.6168	2	624,134	205.2	2,274,793
西宮市	482,204	100.18	0.4813	11	1,040,922	215.3	3,311,639
奈良市	352,264	276.94	0.1272	3	600,974	170.6	1,204,554
和歌山市	361,337	208.85	0.1730	2	568,625	161.4	1,117,188
鳥取市	183,645	765.31	0.0240	3	691,905	376.8	845,847
松江市	198,330	572.99	0.0346	3	437,143	220.4	602,610
倉敷市	478,651	356.07	0.1344	7	1,438,026	303.0	2,464,828
呉市	211,359	352.83	0.0599	7	795,742	376.4	743,091
福山市	461,664	517.72	0.0892	7	1,176,113	254.8	1,906,783
下関市	252,413	716.18	0.0352	6	787,912	312.2	1,046,263
高松市	421,959	375.65	0.1123	5	1,339,960	324.2	2,505,112
松山市	505,521	429.35	0.1177	4	809,029	160.0	1,487,094
高知市	320,578	309.00	0.1037	7	1,143,747	356.0	2,567,748
久留米市	302,122	229.96	0.1314	6	861,729	285.0	1,230,284
長崎市	403,628	405.86	0.0995	2	1,331,418	330.0	1,478,059
佐世保市	240,871	426.01	0.0565	1	541,800	227.0	882,707
大分市	476,386	502.39	0.0948	2	809,507	169.9	1,429,284
宮崎市	399,876	643.57	0.0621	2	678,072	169.5	892,196
鹿児島市	598,509	547.61	0.1093	1	973,937	165.1	1,834,421
那覇市	317,191	41.42	0.7658	7	669,028	210.9	726,129
平均	364,422	403.49	0.2523	5.3	988,363	277.8	1,695,477

※貸出総数に障害者サービス資料を含む。

Ⅲ 統計

IV 関連法規等



1	図書館法	50
2	子どもの読書活動の推進に関する法律	55
3	文字・活字文化振興法	57
4	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	60
5	八王子市図書館条例	65
6	八王子市図書館条例施行規則	66
7	八王子市図書館資料館外個人貸出しに関する要綱	74
8	八王子市図書館資料収集要綱	76
9	八王子市図書館資料の予約及びリクエストに関する要綱	80
10	八王子市図書館資料宅配事業実施要綱	83
11	八王子市図書館対面朗読事業実施要綱	84
12	八王子市図書館音訳資料作成事業実施要綱	85
13	八王子市図書館点訳資料作成事業実施要綱	86
14	八王子市高齢者施設読書活動支援事業実施要綱	87
15	八王子市ブックスタート事業実施要綱	88
16	八王子市ブックスタートバッグの無償提供に関する実施要綱	89
17	八王子市図書館電子書籍の利用に関する要綱	90
18	八王子市3歳児健康診査での読み聞かせの事業実施要綱	91

IV 関連法規等

1 図書館法

(昭和二十五年四月三十日制定)

(令和元年六月七日最終改正)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。

以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

IV 関連法規等

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

IV 関連法規等

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第八条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

（設置）

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

（職員）

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

（図書館協議会）

IV 関連法規等

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

（図書館の補助）

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

（都道府県の教育委員会との関係）

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する

IV 関連法規等

法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

（入館料等）

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

（図書館同種施設）

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

[附則省略]

IV 関連法規等

2 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日制定)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

IV 関連法規等

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

[附則省略]

IV 関連法規等

3 文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日制定)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の^{かん}涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の^{かん}涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよ

IV 関連法規等

う、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の^{かん}涵養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の^{かん}涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の^{かん}涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文

IV 関連法規等

字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

[附則省略]

IV 関連法規等

4 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年六月二十八日制定)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であつて、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

IV 関連法規等

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

IV 関連法規等

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

IV 関連法規等

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用の

IV 関連法規等

ための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

[附則省略]

IV 関連法規等

5 八王子市図書館条例

昭和59年12月28日制定

平成31年3月27日最終改正

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条に規定する公立図書館として、八王子市図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(種別、名称等)

第2条 図書館の種別、名称及び位置は、次のとおりとする。

種別	名称	位置
本館	八王子市中央図書館	八王子市千人町三丁目3番6号
分館	八王子市生涯学習センター図書館	同 東町5番6号
	八王子市南大沢図書館	同 南大沢二丁目27番地
	八王子市川口図書館	同 川口町3838番地
分室	八王子市由木中央市民センター図書館	同 下柚木二丁目10番地6
	八王子市恩方市民センター図書館	同 西寺方町260番地4
	八王子市由井市民センターみなみ野図書館	同 みなみ野一丁目7番1号
	八王子市北野市民センター図書館	同 北野町545番地3
	八王子市石川市民センター図書館	同 石川町438番地

2 本館、分館及び分室が実施する事業の範囲は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

[附則省略]

IV 関連法規等

6 八王子市図書館条例施行規則

昭和59年12月28日制定

令和5年2月8日最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市図書館条例（昭和59年八王子市条例第35号）第3条の規定に基づき、八王子市図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき次の事業を行う。

(1) 本館が行う次の事業

- ア 図書館資料の収集、整理及び保存
- イ 個人貸出し、団体貸出し及び閲覧
- ウ 読書案内、読書相談及び調査研究に対する援助
- エ 読書団体との連絡及び協力並びに団体活動の促進
- オ 他の図書館、学校及びその他の教育機関との相互協力
- カ 図書館事業の目的を達成するための必要な施設等の提供
- キ 館報その他読書資料等の発行及び頒布
- ク 図書館間の配本車の運営
- ケ 図書館事業の企画及び運営管理
- コ その他必要な事業

(2) 分館が行う次の事業

- ア 図書館資料の収集、整理及び保存
- イ 個人貸出し、団体貸出し及び閲覧
- ウ 読書案内、読書相談及び調査研究に対する援助
- エ 読書団体との連絡及び協力並びに団体活動の促進
- オ 他の図書館、学校及びその他の教育機関との相互協力
- カ 図書館事業の目的を達成するための必要な施設等の提供
- キ その他必要な事業

(3) 分室が行う次の事業

- ア 図書館資料の整理及び保存
- イ 個人貸出し及び閲覧
- ウ 読書案内及び読書相談

IV 関連法規等

エ その他必要な事業

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市中央図書館、八王子市生涯学習センター図書館及び八王子市南大沢図書館
午前10時(7月21日から8月31日までの間は午前9時30分)から午後7時まで
- (2) 八王子市川口図書館
午前10時(7月21日から8月31日までの間は午前9時30分)から午後5時(水曜日及び木曜日は午後7時)まで
- (3) 八王子市由木中央市民センター図書館、八王子市恩方市民センター図書館、八王子市由井市民センターみなみ野図書館及び八王子市石川市民センター図書館
午前10時(7月21日から8月31日までの間は午前9時30分)から午後5時まで
- (4) 八王子市北野市民センター図書館
午前10時(7月21日から8月31日までの間は午前9時30分)から午後5時(水曜日は午後7時)まで

2 前項の規定にかかわらず、八王子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市中央図書館
 - ア 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
 - イ 館内整理日(毎月の第2火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。)
 - ウ 特別整理期間(年15日以内)
- (2) 八王子市生涯学習センター図書館
 - ア 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
 - イ 館内整理日(毎月の第1火曜日。ただし、その日が休日又は本号アに当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日に当たらない火曜日)
 - ウ 特別整理期間(年10日以内)
- (3) 八王子市南大沢図書館
 - ア 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
 - イ 館内整理日(毎月の第3火曜日。ただし、その日が休日に当たるときを除く。)
 - ウ 特別整理期間(年10日以内)

IV 関連法規等

(4) 八王子市川口図書館

- ア 毎月の第2月曜日（その日が休日に当たるときを除く。）
- イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- ウ 館内整理日（毎月の第4月曜日。ただし、その日が休日に当たるときを除く。）
- エ 特別整理期間（年10日以内）

(5) 八王子市由木中央市民センター図書館、八王子市恩方市民センター図書館、八王子市由井市民センターみなみ野図書館、八王子市北野市民センター図書館及び八王子市石川市民センター図書館

- ア 月曜日（その日が休日に当たるときを除く。）
- イ 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
- ウ 特別整理期間（年5日以内）

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めたときは、休館日を変更し、若しくは休館日とせず、又は臨時に休館日を定めることができる。

（館内利用）

第5条 図書館が保管する図書館資料を館内で利用しようとする者（以下「館内利用者」という。）は、所定の場所において係員の指示に従い利用しなければならない。

- 2 教育委員会が必要であると認めたときは、館内利用者が同時に利用する図書館資料の数を制限することができる。

- 3 館内利用者は、図書館資料の利用を終了したときは、速やかに返却するものとする。

（館外個人貸出しの利用資格）

第6条 図書館資料の館外個人貸出しを受けることができる者は、市内に居住、通勤若しくは通学する者又は図書館の相互利用に関する協定を結んだ市に居住する者とする。ただし、電子書籍（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によって作成された図書館資料のうち、インターネットにより利用が可能なもの。）にあつては、市内に居住、通勤又は通学する者とする。

（館外個人貸出しの登録手続）

第6条の2 図書館資料の館外への個人貸出し（以下「個人貸出し」という。）を受けようとする者は、教育委員会に利用者登録書（第1号様式）を提出するとともに、本人であることを証明する書類及び居住地を確認することができる書類（八王子市内に通勤し、又は通学する者として登録を受けようとする者は、その通勤先又は通学先を確認することができる書類を含む。以下「確認書類」という。）を提示して、あらかじめ登録を受けなければならない。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び幼児の申込みにあつては、確認書類の提示を要しない。

IV 関連法規等

- 2 教育委員会は、登録をした者（以下「登録者」という。）に対して利用者カード（第2号様式）を交付するものとする。
- 3 第1項の登録の有効期間は、登録した日から5年とする。ただし、登録者が確認書類を提示し前条に定める利用資格があると申し出た場合、教育委員会は、当該有効期間を利用資格があると確認した日の翌日から5年間更新する。
- 4 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、直ちに確認書類を提示して、その旨を届け出なければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、教育委員会は、八王子市立学校設置条例（昭和39年八王子市条例第20号）別表に定める市立学校（以下「市立学校」という。）を通じて電子書籍の貸出しを受けようとする児童及び生徒（以下「児童等」という。）に対し、利用資格を付与するものとする。
- 6 前項の有効期間は、児童等が市立学校に在籍する期間とする。
- 7 前各項の規定にかかわらず、教育委員会が特別な事由により必要があると認めたときは、この限りではない。

（館外個人貸出しの利用手続等）

第6条の3 個人貸出しを受けようとする者は、利用者カードを提示しなければならない。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを、あらかじめ個人番号カードによる図書館利用登録申込書（第3号様式）により登録した場合は、利用者カードとして使用することができる。

- 2 同時に個人貸出しを受けることのできる図書以外の資料（朗読テープ、さわる絵本、コンパクトディスク、カセットテープ、ビデオテープ、デジタルヴァーサタイルディスク及び電子書籍をいう。以下同じ。）を除く図書館資料は、全館合わせて10冊を限度とし、その貸出し期間は2週間以内とする。
- 3 同時に個人貸出しを受けることのできる図書以外の資料の数量及び期間は、別表第1に定めるとおりとする。
- 4 市立学校に在籍する児童等は、市立学校を通じて電子書籍の貸出しを受けることができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、教育委員会が特別な事由により必要があると認めたときは、この限りではない。

（館外団体貸出し）

第7条 図書館資料の館外への団体貸出し（以下「団体貸出し」という。）を受けようとする者（市内に所在地若しくは事務所又は事業所を有する官公署、学校、社会教育関係団体、そ

IV 関連法規等

の他教育委員会が適当と認める団体及びグループ（以下「団体等」という。）は、教育委員会に団体利用登録書（第4号様式）を提出して、あらかじめ登録を受けなければならない。

2 教育委員会は、登録をした者（以下「登録者」という。）に対して利用者カード（第2号様式）を交付するものとする。

3 同時に団体貸出しを受けることのできる図書以外の資料を除く図書館資料は150冊以内とし、その貸出し期間は3月以内とする。ただし、教育委員会が特別の事由により必要があると認めたときは、この限りでない。

4 同時に団体貸出しを受けることのできる図書以外の資料（ビデオテープ、デジタルヴァーサタイルディスクに記録したもの及び電子書籍を除く。）は、5点以内とし、その貸出し期間は、2週間以内とする。ただし、教育委員会が特別の事由により必要があると認めたときは、この限りでない。

5 教育委員会は、団体貸出しを受けた団体等の代表者に対し、その利用状況について報告を求めることができる。

（転貸の禁止）

第8条 借り受けた図書館資料は、他人に転貸してはならない。

（図書館資料の返納等）

第9条 図書館資料の個人貸出し又は団体貸出しを受けた者（以下「貸出しを受けた者」という。）は、その貸出し期間が満了したときは、速やかに返納しなければならない。

2 貸出しを受けた者が、貸出し期間経過後1月を超えて当該図書館資料を返納しないときは、その者に対して新たに図書館資料を貸出さないことができる。

3 貸出しを受けた者が図書館資料の返納を怠り、又は督促しても返納しない場合には、以後その者に対し、図書館資料の利用をさせないことができる。

（利用者カードの譲渡禁止等）

第10条 利用者カードの交付を受けた者は、これを他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正使用してはならない。

2 利用者カードを紛失したときは、利用者登録書（第1号様式）又は団体利用登録書（第4号様式）により速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（入館者の制限）

第11条 教育委員会は、館内の秩序を乱し、又は係員の指示に従わない者に対しては、退館させることができる。

（図書館資料の寄贈及び寄託）

第12条 図書館は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

（複写サービス）

IV 関連法規等

第13条 図書館資料（教育委員会が適当でないと認めた資料を除く。）については、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定に基づいた場合に限り複写サービスを行う。

2 前項の場合において、複写サービスを受ける者からその実費を徴収するものとする。

（郵送貸出し）

第14条 視覚障害者用資料及び重度身体障害者の利用に供する資料の郵送による貸出しを受けることができる者は、視覚障害者又は重度身体障害者で市内又は図書館の相互利用に関する協定を結んだ市に居住する者とする。

2 前項の規定により郵送貸出しを受けられる図書館資料の数量及び期間は別表第2に定めるとおりとする。

（郵送料）

第15条 前条の規定による貸出しに必要な図書館資料の郵送に伴う経費は、図書館が負担する。

（会議室等の利用）

第16条 会議室、おはなしの部屋、展示室及び視聴覚ホール（以下「会議室等」という。）を利用できる者は、市内の学校、社会教育関係団体、文化団体、読書会及びこれに準ずる団体並びに第6条第1項に規定する個人（市内に居住し、又は通勤若しくは通学する者に限る。）とし、かつ、教育委員会が教育文化目的のための使用と認めたときに限るものとする。

（使用承認）

第17条 会議室等を利用しようとするときは、あらかじめ使用申請書（第5号様式）を教育委員会に提出し、使用承認書（第6号様式）を受けなければならない。

2 会議室等の使用申請の受付期間及び使用日数は、別表第3に定める区分によるものとする。

（損害賠償）

第18条 図書館資料を紛失し、又は著しく破損した者は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

（委任）

第19条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

別表第1（第6条の3関係）

個人貸出しを受けられる図書以外の資料の数量及び期間

種別	貸出数量	貸出期間
録音図書	1回につき一般図書に換算して 10冊相当数以内	貸し出した日から2週間以内

IV 関連法規等

さわる絵本	1回につき10冊以内
コンパクトディスク カセットテープ ビデオテープ デジタルヴァーサタイル ディスク	1回につき合わせて3点以内
電子書籍	1回につき2点以内

別表第2（第14条関係）

郵送貸出しを受けられる図書館資料の数量及び期間

種別	貸出数量	貸出期間
図書	1回につき一般図書に換算して 10冊相当数以内	貸し出した日から16日以内
録音図書	1回につき一般図書に換算して 10冊相当数以内	
さわる絵本	1回につき10冊以内	
コンパクトディスク カセットテープ ビデオテープ デジタルヴァーサタイル ディスク	1回につき合わせて3点以内	

別表第3（第17条関係）

会議室等使用申請受付期間及び使用日数

種別	申請受付期間	使用日数
第1会議室 第2会議室 おはなしの部屋	随時	1日以内
第1展示室 第2展示室	第1・第2展示室を合同で使用する場合は、使用しようとする日（以下「使用予定日」という。）の属する月の10月前の初日から使用予定日前3日まで。ただし、一展示室のみで使用する場合は、使用予定日の属する月の3月前の初日から使用予定日前日まで。	7日以内
視聴覚ホール	使用予定日の属する月の3月前の初日から使用予定日	1日以内

IV 関連法規等

	前3日まで。	
--	--------	--

[附則・様式省略]

IV 関連法規等

7 八王子市図書館資料館外個人貸出しに関する要綱

平成19年7月1日施行
令和3年10月18日最終改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例施行規則（昭和59年教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）第6条の2に定める館外個人貸出しの登録手続き、第6条の3に定める館外個人貸出しの期間及び第9条に定める館外個人貸出しの制限について必要な事項を定めるものとする。

(館外個人貸出しの登録及び更新)

第2条 規則第6条の2第1項にいう確認書類とは次のいずれかとする。

(1) 八王子市内（以下「市内」という。）又は図書館の相互利用に関する協定を結んだ市に居住する者として登録を受けようとする者。

ア 運転免許証

イ 国民健康保険被保険者証及びそれに類する書類

ウ 旅券

エ 学生証、生徒手帳及びそれらに類する書類（登録を受けようとする者の住所の記載のあるもの）

オ 住民基本台帳カード（登録を受けようとする者の住所の記載のあるもの）

カ 外国人登録証、外国人登録証明書

キ 身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳

ク 住民票の写し

ケ その他八王子市教育委員会事務局処務規則（昭和42年教育委員会規則第6号）第4条に定める館長（以下「館長」という。）が認める書類

(2) 市内に通勤する者として登録を受けようとする者。

前号の書類に加え、次の書類とする。ただし、当該書類に登録を受けようとする者の住所が記載されている場合には、前号の書類は省略することができる。

ア 社員証及びそれに類する書類

イ その他館長が認める書類

(3) 市内に通学する者として登録を受けようとする者

第1号の書類に加え、次の書類とする。ただし、当該書類に登録を受けようとする者の住所が記載されている場合には、第1号の書類は省略することができる。

ア 学生証、生徒手帳及びそれらに類する書類

イ その他館長が認める書類

(貸出期間の延長)

第3条 教育委員会は図書館資料の個人貸出しを受けた者から貸出期間内に貸出期間の延長の申出があったときは、各図書館資料につき1回、当該申出の日から2週間以内の間で（申出を受けた図書館が規則第4条の規定により末日に休館するときは次の当該図書館の開館日まで）貸出期間を延長することができる。

(貸出制限)

IV 関連法規等

第4条 教育委員会は、図書館資料の個人貸出しを受けた者が、貸出し期間満了後1月を超えて貸出し資料を返納しない場合は、その者に対し、新たに図書館資料の貸出しを行わない。

2 教育委員会は次の各号のいずれかに該当したときは、貸出し制限を解除するものとする。

(1)貸出し制限を受けることになった資料を全て返納したとき。

(2)貸出し制限を受けることになった資料の弁償が完了したとき。

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は生涯学習スポーツ部長が別に定める。

[附則省略]

8 八王子市図書館資料収集要綱

平成6年4月1日施行
令和4年5月1日最終改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例(昭和59年八王子市条例第35号)及び八王子市図書館条例施行規則(昭和59年教育委員会規則第8号)に定める事業を円滑に行うため、図書館資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館資料は、公共図書館の役割、都立図書館、大学図書館及び国会図書館との役割分担のほか、変動する社会の動向などを踏まえ、市民の資料要求が十分反映された蔵書構成を目指し、市民の学習、教養、調査研究、趣味・娯楽などに資する資料を幅広く収集する。

2 図書館資料の収集に当たっては、次に掲げる点に留意する。

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) あらゆる思想、信条、学説、宗教に対して、公平に収集し、著者の思想的、宗教的、政治的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、糾弾をおそれて自己規制をしない。
- (5) 一部の市民の資料要求だけでなく、広範な市民、潜在している市民、将来想定される市民のためリクエスト、レファレンスや社会情勢の把握に努め、収集の参考にする。

3 図書館資料の収集は、次に掲げる考え方に基づくものとする。

- (1) 国内で刊行された資料を中心に収集するほか、電子書籍や視聴覚資料など資料の特性を生かしたものや、日本語以外の言語の資料もできるだけ幅広く、総合的に収集する。
- (2) 基本的、入門的な資料の収集を優先するとともに、専門的資料を含め、全分野にわたり幅広く収集する。
- (3) 各分野の蔵書構成、未所蔵資料、欠本の補充、その他著者、発行所、内容、書誌的価値、形態など必要事項について調査検討し、図書館での利用状況を十分に予測し、収集に努める。
- (4) 他の公立図書館及び都立図書館の蔵書も考慮して収集する。
- (5) 利用が集中し、又は集中することが予想される資料については、複数を収集する。
- (6) 八王子市に関する資料、八王子市行政資料、八王子市内で刊行された資料及び八王子市にゆかりのある著者の著作などの八王子関連資料は、積極的に収集する。
- (7) 児童図書については、子どもの特性を考慮し、収集する。
- (8) 購入のみならず、寄贈、配布等の手段を必要に応じて活用し、迅速、的確な方法で収集する。

(収集する資料の種類)

第3条 収集する図書館資料の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書資料(一般図書、児童図書、参考図書、外国語図書)

IV 関連法規等

- (2) 逐次刊行物（雑誌、新聞）
 - (3) 官公庁出版物
 - (4) 郷土資料（行政資料を含む。）
 - (5) 視聴覚資料（CD、DVDなど）
 - (6) 視覚障害者資料(点字資料、録音資料)
 - (7) 電子書籍
 - (8) その他（マイクロフィルム、CD-ROM、新聞データベースなど）
- （各図書館の収集内容）

第4条 各図書館で収集する図書館資料は、次に掲げる表の中で○印がある資料とする。

	(1) 図書資料	(2) 逐次刊行物	(3) 官公庁出版物	(4) 郷土資料	(5) 視聴覚資料	(6) 視覚障害者資料	(7) 電子書籍	(8) その他
中央図書館	○	○	○	○	○	○	○	○
生涯学習センター図書館	○	○	○	○	○			○
南大沢図書館	○	○	○	○	○			
川口図書館	○	○	○	○	○			
由木中央市民センター図書館	○		○	○				
恩方市民センター図書館	○	○	○	○				
由井市民センターみなみ野図書館	○		○	○				
北野市民センター図書館	○	○	○	○				
石川市民センター図書館	○		○	○				
憩いライブラリ	○	○	○	○	○			○

2 図書資料の収集については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中央図書館では、日本十進分類法（NDC）の第1次区分表に則り0総記・1哲学・2歴史・7芸術・8言語・9文学の収集に努める。
- (2) 生涯学習センター図書館では、0総記・3社会科学・4自然科学・5技術・6産業のほか外国語資料の収集に努める。
- (3) 憩いライブラリでは、集いの拠点の「次代を担う子どもや子育て世代が気軽に楽しく読書に親しみ、交流できる空間」という特性を踏まえ、「憩いライブラリ管理運営方針」6－（2）イ蔵書構成に準じた資料の収集に努める。
- (4) 上記以外の図書館では、外国語資料を除き、偏りなく収集する。

（資料種類別収集方針）

第5条 資料種類別の収集方針は、次に掲げるとおりとする。

IV 関連法規等

(1) 図書資料

ア 一般図書

市民の学習、調査研究、趣味・娯楽などに役立てるため、市民の要求を参考に、蔵書構成や、個々の内容・利用価値を考え、基礎的・入門的な図書から、必要に応じて専門的な図書まで、大活字で書かれた図書を含め、各分野にわたり幅広く収集する。ただし、次に掲げる図書については、内容を十分考慮して選択する。

- (ア) 極めて高度な専門書、学術書
- (イ) 学習参考書、各種試験問題集、テキスト類（教科書を除く。）
- (ウ) 類似的なものが多数出版されている実用書、娯楽書
- (エ) 極めて特殊な領域に属するもの
- (オ) 利用者又は利用が極めて限られているもの
- (カ) 他の公共図書館及び都立図書館を通じて提供できるもの

イ 児童図書

幼児・児童・生徒が読書を通じて、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けるために、できる限り質の高い資料について、個人の趣味や読書力に応じたものに出会えるように、学習・教養・娯楽など各分野にわたり幅広く収集する。

ウ 参考図書

市民の一般的な調査研究のために必要となる事典、辞典、年鑑、目録、書誌、地図については、幅広く体系的に収集する。

エ 外国語図書

世界で広く使われている英語をはじめ、中国語、韓国語や朝鮮語で書かれたものを中心に、次に掲げる資料を収集する。

- (ア) 外国語による情報提供の充実及び多文化理解に役立つ資料
- (イ) 日本の文化や伝統を紹介する図書
- (ウ) 居住する外国人の娯楽や生活に役立つ資料
- (エ) 日本で話題になった図書の原書や海外で評価を受けている資料で、市民の要求の高いもの

(2) 逐次刊行物

ア 雑誌

国内で刊行された、全分野にわたり、基本的な雑誌を中心に、児童・青少年向けのものも含め、幅広く収集する。そのために各館での分担収集に努める。ただし、漫画雑誌は、収集しない。

イ 新聞

国内発行の主要全国紙を中心に、児童・青少年向けのものを含め、幅広く収集する。

(3) 官公庁出版物

政府諸機関等公的機関が発行する資料については、主要なものを収集する。

(4) 郷土資料

郷土八王子を理解し、その文化・歴史を次の世代に継承するため、八王子市の歴史・自

IV 関連法規等

然・産業・文化に関する資料や、市民が身近な生活情報を得、市政への参加に資する行政資料・市刊行物は、積極的、網羅的に収集する。

(5) 視聴覚資料

活字以外のメディアに対する市民の要求に応え、教養・文化・趣味・娯楽に役立つ次に掲げる資料は、収集する。

ア 映像資料は、あらゆる世代の要求に応えられるように、幅広い分野の資料の収集に努める。

イ 録音資料は、クラシック、軽音楽、邦楽など、全分野にわたり幅広く収集する。

(6) 視覚障害者資料

視覚障害その他の障害により図書館資料をそのままでは利用することが困難な方向け資料は、できるだけ収集又は製作する。

(7) 電子書籍

高齢者や障害者等に配慮した読み上げ機能など、電子書籍の特性を踏まえ、市民ニーズに対応した資料を幅広く収集する。

(8) その他

マイクロフィルム、CD-ROM、オンラインデータベースは、必要に応じて収集し活用する。

(資料の選定)

第6条 図書館資料の選定及び基準については、別に定める「八王子市図書館資料選定実施要領」及び「八王子市憩いライブラリ漫画資料選定実施要領」による。

(蔵書の更新・除籍)

第7条 図書館資料は、別に定める八王子市図書館資料除籍実施要領の規定に基づき除籍を行い、図書館の蔵書構成を適切な状態に維持するように努めるとともに、必要な場合は補充する。

(その他)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

[附則省略]

IV 関連法規等

9 八王子市図書館資料の予約及びリクエストに関する要綱

平成23年4月1日施行
令和4年4月1日最終改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例（昭和59年八王子市条例第35号）及び八王子市図書館条例施行規則（昭和59年教育委員会規則第8号）に定めるもののほか、図書館資料（電子書籍を除く。以下同じ。）の予約及びリクエストについて必要な事項を定めるものとする。

(予約)

第2条 登録者は、図書館資料が貸し出されている等のために直ちに利用できない場合に、図書館が所蔵する資料（貸出禁止資料及び団体貸出用図書を除く。）の貸出しの予約（以下「予約」という。）をすることができる。

2 予約をしようとする者は、予約・リクエスト申込書（様式）によるほか、電話、図書館利用者端末、インターネットにより、受取場所を指定して行わなければならない。

3 前項の場合において、受取場所を地区図書室に指定するときは、予約・リクエスト申込書又は電話によらなければならない。

(予約者への連絡)

第3条 予約資料の利用が可能になったときは、予約をした者（以下「予約者」という。）へ電子メールにより連絡する。ただし、予約者から連絡不要の申し出があったときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受取場所を地区図書室に指定した予約者へ連絡するときは、電話又は電子メールによるものとする。

(予約の取消し)

第4条 前条の規定による連絡後14日（休館日を含む。）を経過しても予約者が予約資料を受け取らないときは、当該予約を取り消したものとみなす。

(予約資料の督促)

第5条 予約資料が貸出中の場合において、当該資料が返却期限を過ぎても返却されないときは、直ちに督促するものとする。

(リクエスト)

第6条 市内に居住、通勤又は通学する登録者は、図書館が所蔵しない資料の提供を求めること（以下「リクエスト」という。）ができる。

2 リクエストをしようとする者は、予約・リクエスト申込書、電話又は電子申請により、受取場所を指定してリクエストを行わなければならない。ただし、電子申請による場合は発売済みの図書に限る。

3 前項の場合において、受取場所を地区図書室に指定するときは、予約・リクエスト申込書又は電話によらなければならない。

4 リクエスト資料の購入の可否又は八王子市図書館以外の図書館からの借受け等の可否については、図書館課長が決定する。

(リクエスト者への連絡)

IV 関連法規等

第7条 リクエスト資料の利用が可能となったときは、リクエストをした者（以下「リクエスト者」という。）へ電子メールにより連絡する。ただし、リクエスト者から連絡不要の申し出があったときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受取場所を地区図書室に指定したリクエスト者へ連絡するときは、電話又は電子メールによるものとする。

（リクエストの取消し）

第8条 前条第2項の規定による連絡後14日（休館日を含む。）を経過してもリクエスト者がリクエスト資料を受け取らないときは、当該リクエストを取り消したものとみなす。

（予約及びリクエストの数量）

第9条 予約及びリクエストができる資料の数量は、別表に定めるとおりとする。

[附則省略]

IV 関連法規等

別表（第9条関係）

予約及びリクエストができる数量

予約・リクエストの方法	資料の種類	1日当たりの数量	総数
窓口（地区図書室を除く。）	図書・雑誌	10冊以内	合計で30冊、10点以内
	視聴覚資料	3点以内	
電話	図書・雑誌	3冊以内	
	視聴覚資料	3点以内	
インターネット・図書館利用者端末	図書・雑誌	30冊以内	
	視聴覚資料	10点以内	
地区図書室窓口	図書	5冊以内	
電子申請	図書（未所蔵かつ発売済のみ）	1冊以内	

様式（第2条、第6条関係）

予約・リクエスト申込書

カード番号				受取場所
名前				
連絡方法				
書名		出版年		
著者		出版社		
備考				
図書館使用欄				

IV 関連法規等

10 八王子市図書館資料宅配事業実施要綱

平成15年4月1日施行
令和3年10月18日最終改正

第1 目的

この要綱は、八王子市図書館条例施行規則（昭和59年教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）第2条(1)コ及び(2)キに基づき、八王子市図書館（以下「図書館」という。）への来館が困難な市民に対し自宅配本（以下「宅配」という。）することにより、障害者等の図書館利用の増進を図ることを目的とする。

第2 対象者

市内在住の高齢による寝たきりや身体の障害によって図書館に来館できない者又は著しく困難な者とする。

第3 利用者登録

本事業による宅配を利用しようとする者は、あらかじめ別に定める様式に基づき登録をするものとする。

第4 貸出冊数及び期間

貸出冊数は、規則第6条の3第2項の定めるところにより、また貸出期間は、第4項により4週間以内とする。

第5 宅配ボランティア

本事業を実施するため宅配ボランティア（以下「ボランティア」という。）を登録する。

(1) ボランティアは八王子市に在住し、継続的に活動できる者で18歳以上とする。

(2) ボランティアの登録期間は1年間とし、必要に応じて更新することができる。

第6 保険加入

ボランティアの業務中の事故に備え、あらかじめボランティア保険等への加入手続きをするものとする。

第7 守秘義務

ボランティアは、利用者のプライバシーを守り、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、ボランティア終了後も同様とする。

第8 研修

図書館はボランティアを登録するにあたり、宅配の目的や守秘義務（プライバシーの保護等）について研修を行う。

第9 委任

この要綱の実施について必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

[附則省略]

IV 関連法規等

1 1 八王子市図書館対面朗読事業実施要綱

平成23年4月1日施行
令和3年10月18日最終改正

(目的)

第1条

この要綱は、八王子市図書館条例施行規則（昭和59年八王子市教育委員会規則第8号）第2条第1号コ及び第2号キに基づいて、八王子市図書館（以下「図書館」という。）の資料等をそのままでは利用することが困難な障害者等に対して、対面朗読を行うことにより図書館利用の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条

対面朗読の対象者は次の者をいう。

- 1 視覚障害者。
- 2 その他図書資料をそのままでは利用することが困難な者。

(対面朗読の資料)

第3条

対面朗読に用いる資料は次のものをいう。

- 1 図書館の所蔵する図書資料等とする。
- 2 図書館利用者の所有する資料等とする。

(対面朗読者)

第4条

対面朗読者は東京都又は八王子市が主催する朗読のための研修を修了した者とする。

- 2 対面朗読者は朗読等の際知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(対面朗読の実施)

第5条

対面朗読を受けようとする者は、あらかじめ図書館に申し込むものとする。

- 2 対面朗読の実施場所は、原則として図書館の対面朗読室とする。
- 3 対面朗読は、主に協力者が行うものとする。

(委任)

第6条

この要綱の実施について必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

[附則省略]

IV 関連法規等

1 2 八王子市図書館音訳資料作成事業実施要綱

平成23年4月1日施行
令和3年10月18日最終改正

(目的)

第1条

この要綱は、著作権法37条および八王子市図書館条例施行規則（昭和59年八王子市教育委員会規則第8号）第2条第1号コに基づいて、八王子市図書館（以下「図書館」という。）の資料等を利用することがそのままでは困難な障害者等に対して、音訳資料を作成し提供することにより図書館利用の増進を図ることを目的とする。

(音訳資料)

第2条

図書館の音訳資料は次のものをいう。

- (1) 図書館の発行する障害者向けの雑誌類を音訳したテープ図書・DAISY図書として作成したもの。
- (2) 図書館の発行する障害者向けの地域資料を音訳したテープ図書・DAISY図書として作成したもの。
- (3) 障害者から依頼を受けて作成したテープ図書・DAISY図書で図書館所蔵としたものの。

(音訳資料の作成基準)

第3条

音訳資料の作成にあたっては、別に定める「録音順序マニュアル（テープ図書・DAISY図書）」に基づくものとし、雑誌類等については図書館の指示により作成するものとする。

(音訳資料の作成)

第4条

図書館は音訳資料の作成にあたっては、次の手順によって行うものとする。

(1) 音訳資料の選定

音訳する資料については、広く市民利用者に供するもので、図書館所蔵に相応しいものとする。

(2) 音訳資料の作成者

音訳資料を作成するにあたっては、東京都あるいは八王子市の主催する朗読（音訳）のための研修を修了した者で、図書館に登録した者とする。

(その他)

第5条

この要綱の実施について必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

[附則省略]

IV 関連法規等

1 3 八王子市図書館点訳資料作成事業実施要綱

平成24年4月1日施行
令和3年10月18日最終改正

(目的)

第1条

この要綱は、著作権法37条および八王子市図書館条例施行規則（昭和59年八王子市教育委員会規則第8号）第2条第1号コに基づいて、八王子市図書館（以下「図書館」という。）の資料等を利用することがそのままでは困難な障害者等に対して、点訳資料を作成し提供することにより図書館利用の増進を図ることを目的とする。

(点訳資料)

第2条

図書館の作成する点訳資料は次のものをいう。

- (1) 図書館の点字図書資料として収集するため作成するもの。
- (2) 図書館の発行する利用案内、新着図書案内、パンフレット等を点訳し作成したもの。

(点訳資料の作成基準)

第3条

点訳資料の作成にあたっては、別に定める作成基準に基づき、図書館の指示により作成するものとする。

(点訳資料の作成)

第4条

図書館は点訳資料の作成にあたっては、次の手順によって行うものとする。

(1) 点訳資料の選定

点訳する資料については、広く市民利用者に供するもので、図書館所蔵に相応しいものとする。

(2) 点訳者

点訳資料を作成するにあたっては、東京都あるいは八王子市の主催する点訳のための研修、またはこれに類する研修を修了し、図書館に登録した者とする。

(その他)

第5条

この要綱の実施について必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

[附則省略]

IV 関連法規等

1 4 八王子市高齢者施設読書活動支援事業実施要綱

平成30年4月1日施行

令和4年4月1日最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例施行規則(昭和59年八王子市教育委員会規則第8号)

第2条第1項第1号イに基づき、八王子市図書館(以下「図書館」という)への来館が困難な社会福祉施設の入居者に対し図書館が訪問すること、又は民間が運営する高齢者施設への団体貸出をすることにより、本を読める環境づくりに寄与することを目的とする。

(対象施設)

第2条 この事業は、市内の老人福祉施設及び民間(有料)老人ホームを対象施設とする。

(事業内容)

第3条 この事業は、図書館が対象施設に配本するために訪問し読み聞かせ等を行うほか、施設への団体貸出しなど必要な事業を行う。

(実施体制)

第4条 この事業は、図書館、ボランティア及び対象施設が協働して実施する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、図書館課長が別に定める。

[附則省略]

IV 関連法規等

15 八王子市ブックスタート事業実施要綱

平成20年4月1日施行
令和3年10月18日最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例施行規則（昭和59年八王子市教育委員会規則第8号）第2条第1号コ及び第2号キに基づいて、地域の赤ちゃんに本と出会い、親しむ機会を贈るとともに、子育てに役立つ情報を伝え、親と子のふれあいのひとときを応援するブックスタート事業（以下「事業」という。）を実施することにより、赤ちゃんが健やかに育ち、またその保護者が安心して子育てができる環境づくりに寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業は、満3か月を超え、満6か月に達しない乳児（以下「乳児」という。）を対象者とする。

(実施場所)

第3条 この事業の実施場所は、大横保健福祉センター等で行う乳幼児健康診査会場とする。

(事業内容)

第4条 この事業は、乳幼児健康診査時の幼児に対して、絵本の読み聞かせとわらべうたの実演を行い、乳児に絵本、わらべうたDVD、子育てに役立つ情報冊子等の入ったブックスタートパックを贈る。

(ボランティア)

第5条 この事業を実施するため、次に掲げる要件を満たす者をブックスタートボランティア（以下「ボランティア」という。）として登録する。

- (1) 赤ちゃんに愛情のある者とする。
- (2) 八王子市に在住し、継続的に活動できる18歳以上の者とする。

(実施体制)

第6条 この事業は、図書館、保健福祉センター、子ども家庭支援センターが子育て支援に連携し、ボランティアと協働して実施する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

[附則省略]

IV 関連法規等

1 6 八王子市ブックスタートバッグの無償提供に関する実施要綱

平成25年4月1日施行
令和3年10月18日最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市図書館（以下「本市」という。）が実施するブックスタート事業の際、第2子以降の乳児及びその保護者に対するブックスタートバッグの無償提供に関し、絵本等の持ち帰りの際の負担軽減及び市の経費削減を図ることにより、市民サービスの向上に資することを目的とする。

(対象物)

第2条 無償提供の対象となる広告入りブックスタートバッグは、次に掲げるものとする。

(1) ブックスタートバッグ

- ・ 大きさ A4規格で、ブックスタートで配布する絵本等の配布物が入ること。
- ・ 素材 耐久性及び耐水性があるもの

(広告物)

第3条 ブックスタートバッグ配布の際、一緒に配布する広告物は、次に掲げるものとする。

- (1) 八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱に基づくものであること。
- (2) 事前に本市と調整し、審査を経たものであること。
- (3) 納品配送料は、広告物提供者の負担とする。

(数量)

第4条 配布数量は、本市の定める数量とする。

(期間)

第5条 配布期間は、現年4月1日から翌年3月31日までの単年度とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、生涯学習スポーツ部長が別に定めることとする。

[附則省略]

IV 関連法規等

1 7 八王子市図書館電子書籍の利用に関する要綱

平成30年4月1日施行
令和3年10月18日最終改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例(昭和59年八王子市条例第35号)及び八王子市図書館条例施行規則(昭和59年教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、電子書籍サービスの利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 電子書籍を利用できる者は、規則第6条の規定に基づき、市内に居住、通勤又は通学する者とする。

(利用方法)

第3条 電子書籍の利用は、インターネットにより行うものとする。

(個人貸出し)

第4条 同時に個人貸出しを受けることのできる電子書籍は、規則第6条の3第3項の規定に基づき、2点を限度とし、その貸出し期間は2週間以内とする。

(返納)

第5条 個人貸出しされた電子書籍は、その貸出し期間が満了したときは、自動で返納されるものとする。

2 前項の場合においては、電子メールにより通知を行う。

(予約)

第6条 電子書籍が貸し出されている等のために直ちに利用できない場合に、電子書籍の貸出しの予約(以下「予約」という。)をすることができる。

2 同時に予約できる電子書籍の数量は、2点以内とする。

3 予約資料の利用が可能になったときは、電子メールにより通知を行う。

(予約の取消し)

第7条 前条第3項の規定による通知の翌日から2日を経過しても予約資料の利用がないときは、当該予約を取り消したものとみなす。

(業務の休止)

第8条 電子書籍の利用に係る保守点検等、生涯学習スポーツ部長が必要と認めた場合には、電子書籍業務の全部又は一部を休止することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

[附則省略]

IV 関連法規等

1 8 八王子市3歳児健康診査での読み聞かせの事業実施要綱

平成23年6月1日施行
令和3年10月18日最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市図書館条例施行規則（昭和59年八王子市教育委員会規則第8号）第2条第1号コ及び第2号キに基づき、3歳児健康診査で読み聞かせ事業（以下「事業」という。）を実施することにより、絵本、紙芝居及びおはなしなど（以下「絵本」という。）を楽しむことを親子で体験し、家庭での実践へつなげるとともに、読書に関する情報を提供することで、家庭での読書環境の充実を図る。

また、0歳児で実施しているブックスタート事業のフォローアップ事業として位置付け、絵本等の読み聞かせを、親子のコミュニケーションの醸成に役立ててもらうことを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、満3歳を超えた幼児とし、3歳児健康診査時の機会をとらえ実施する。

(実施場所)

第3条 本事業の実施場所は、八王子市保健福祉センターが実施する3歳児健康診査会場とする。

(事業内容)

第4条 本事業は、3歳児健康診査時の幼児に対して、問診の待ち時間等を利用し、絵本等の読み聞かせを行う。

(実施体制)

第5条 本事業の実施は、八王子市図書館及び八王子保健福祉センターが連携し、ボランティアと協働して実施する。

(ボランティア)

第6条 本事業を実施するため、3歳児健康診査での読み聞かせ事業ボランティア（以下「ボランティア」という。）を登録する。

(1) ボランティアは、八王子市在住または在勤とし、継続的に活動できるもので18歳以上とする。

(2) ボランティアの登録期間は1年間とし、必要に応じて更新することができる。

(3) ボランティア活動中の事故に備え、あらかじめボランティア保険への加入手続きを行う。

(その他)

第7条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、生涯学習スポーツ部長が別に定める。

[附則省略]

八王子市の図書館 2023

令和5年度（2023年度）図書館概要

発行日 令和5年（2023年）9月

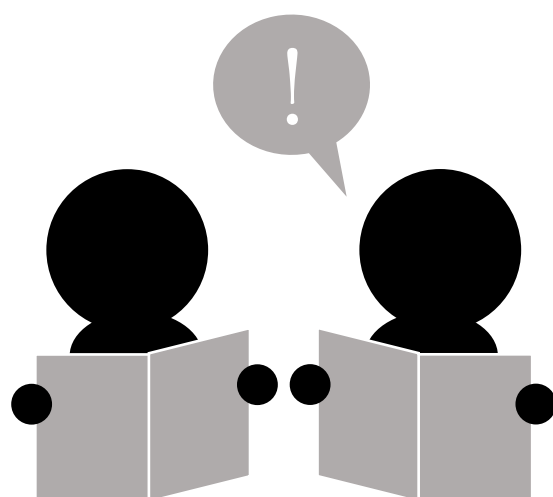
発行 八王子市

編集 八王子市教育委員会生涯学習スポーツ部図書館課
〒193-0835 東京都八王子市千人町三丁目3番6号

電話 042-664-4321

FAX 042-662-2789

Eメール b321900@city.hachioji.tokyo.jp



HACHIOJI LIBRARY 2023